

令和6年第1回川西町 議会定例会会議録

令和6年3月4日 月曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（12名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 鈴木 孝之 君 | 3番 寒河江 寿樹 君 |
| 4番 遠藤 明子 君 | 5番 渡部 秀一 君 |
| 6番 寒河江 司 君 | 7番 吉村 徹 君 |
| 8番 鈴木 幸廣 君 | 9番 神村 建二 君 |
| 10番 橋本 欣一 君 | 11番 高橋 輝行 君 |
| 12番 伊藤 進 君 | 13番 井上 晃一 君 |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 町 長 原田 俊二 君 | 副町長 鈴木 清隆 君 |
| 教育 長 小林 英喜 君 | 総務課長 奥村 正隆 君 |
| 安全安心課長 前山 律雄 君 | 財政課長 坂野 成昭 君 |
| まちづくり課 長 安部 博之 君 | 政策推進課長 鈴木 優徳 君 |
| 会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君 | 住民課長 近 祐子 君 |
| 福祉介護課長 原田 智和 君 | 健康主幹 岡崎 まき 君 |
| 産業振興課長 内谷 新悟 君 | 農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 佐藤 賢一 君 |
| 地域整備課長 大河原 孝如 君 | 教育文化課長 金子 征美 君 |
| 監査委員 嶋貫 榮次 君 | 財政主幹 石田 英之 君 |

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 2 号)

令和6年3月4日 月曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 鈴 木 孝 之 君
2. 吉 村 徹 君
3. 遠 藤 明 子 君
4. 橋 本 欣 一 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回川西町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の鈴木孝之君は質問席にお着きください。

鈴木孝之君。

(2番 鈴木孝之君 登壇)

○2番 おはようございます。

本日の一般質問、トップバッターということで、多くの傍聴者の方いらっしゃいまして、若干緊張しておりますが、原田町長に質問していく機会が本日が最後ということで、取り組ませていただきたいと思います。

議長に通告のとおり、質問をいたします。

①水田活用産地づくり推進プロジェクト会議の方向性について。国、農林水産省から令和3年11月に、今後5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われない水田は、水田活用直接支払い交付金交付対象外とする方針が示されました。国が目指す5年から10年後を見据えた水田活用産地づくり支援体制については、①ブロックローテーション体系の再構築をするか、②転換作物が固定化している水田は畑地化をするか、各地域において将来を見据えて選択するように求めています。山形県では麦、大豆、飼料作物、そばを連作している水田が大部分

であり、上記の①、②のいずれにおいても地域の合意形成、収入確保の検討、生産技術面の向上等の課題を解決して、地域自らが産地の方向性を決めなければならない。

以上のような背景を受けて、令和5年5月18日、プロジェクト会議設立総会をスタートとして、その後、2回プロジェクト会議が開催され、令和6年度、川西町再生協議会から、令和6年産米生産の目安配分と併せて、水田活用直接支払い交付金の交付対象水田についての見解が示されました。国の方針は変わらず、県プロジェクト会議での国の計画に沿った計画が示され、川西町再生協議会の説明資料に至ったようであります。2026年（令和8年）までに一回水田に水を張らなければ、翌年から水田活用直接支払い交付対象外になる内容であります。猶予期間は令和6年を含めて3年間しかありません。水田として水を張れない転作圃場も多い中、畑地化事業にも申請できない圃場はどう取り組むのか、課題が残ります。川西町の今後の取組方向性をお聞きしたい。

②関連する内容でありますけれども、畑地化事業の方向性について。水田水張り問題の翌年に、今度は畑地化事業の取組が国、農林水産省のほうから令和4年度、示され、検討する時間、いとまもない状況下で令和5年度の計画提出が求められました。申請状況をお聞きしたところ、要望件数57件、要望面積113ヘクタールに対しまして、配分件数は2件、配分面積2ヘクタール、その後、2次配分については24件、配分面積57ヘクタール該当したそうあります。6年度の予算は、5年度採択された金額より3万5,000円減額になるものの、水田として水張りが厳しい圃場では申請活用を推進されております。畑地化事業の申請での課題と農業者の取組について、川西町の今後の方向性をお聞きしたい。

③スマート農業の取組状況について。スマート農業とはロボット、AI、IoT等の最先端技術を活用する農業であり、農業で課題となっている高齢化や人材不足、後継者問題を、テクノロジーを利用した労働の省力化や効率的な栽培を実現することで解決を目指しています。スマート農業は導入する機械により高額となることから、国・県の補助事業活用が必要と考えます。令和5年度、国・県の補助事業活用実績及び川西町独自支援の取組状況について、また、高齢化、人材不足、担い手支援の観点から、今後の本町の取組についてお聞きしたい。

④有機農業の取組について。昨年3月議会にて橋本議員から有機栽培、有機農産物の拡大について質問されております。その際の町長答弁は、JAS認証は必要で、個人取得のみならず組織として取り組むことを検討する。農機具、施設の改修補助は、国・県の情報収集すると回答されております。その後の進展及び令和5年度農家数、これまでの取組成果及び今

後の推進方策についてお伺いしたい。

⑤ふるさと納税の実績及び今後の取組について。平成20年4月、地方税法等々の改正により、5月からふるさと納税制度がスタートしております。この制度は、人口減少による税収の減少への対応や、地方と大都市の格差是正を目的として作られ、平成23年、東日本大震災の年から利用が増えたそうです。令和4年度、宮崎県都城市190億9,300万円を筆頭に、20位、新潟県燕市54億9,500万円の実績があり、本町、令和4年度、2億4,000万円と自治体の格差も目立つ状況です。川西町でも担当者が努力し取り組んでおりますが、米、牛肉が主な返礼品であり、地方交付税に依存度の高い本町においては、税収確保は喫緊の課題であり、返礼品の開発、検討も必要と考えます。人的配置も含め、投資的な支出を行い、住みよいまちづくりを行う上でも、自主財源確保は必要であります。今後の本町の取組についてお聞きしたい。

⑥基盤整備事業の進捗状況について。現在の施工状況、完成見通し及び次年度未確定の7地区計画実施についてお聞きしたい。

以上、壇上からのご質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 鈴木孝之議員のご質問にお答えいたします。

初めに、2026、水田水張り問題について、水田活用地域づくり推進プロジェクト会議の方向性についてであります。水田活用産地づくり推進プロジェクト会議では、山形県の水田農業が将来においても維持発展できる方策を検討し、各地域の地域づくりを支援することを目的として、県内4ブロックごとに地域課題検討班が設置されております。また、県内全域を対象として、ブロックローテーションや畑地化後の収益確保に向けた生産技術の課題解決のため、技術支援班、ブロックローテーションの推進に寄与する基盤整備や畑地化への整備支援など、生産基盤に係る支援を行うため、生産基盤支援班が設置されたところであります。

本町においても、プロジェクト会議での検討状況を踏まえ、本町の水田農業の維持発展のため、農業者の方々へブロックローテーション等の技術的な対応方法の情報提供を行いながら、令和8年度までに水稻の作付または水張りを実施いただくとともに、それ以降も5年に一度の水稻の作付または水張りを継続していただくよう、十分な周知を図ってまいります。

一方、中山間地域等の条件不利地において、今後水稻の作付や水張りの継続が難しくなる水田については、畑地化事業への取組に向けた情報提供を行うとともに、5か年の畑地化事

業の取組後の収益確保や農業経営の意欲向上に向けた支援の創設などを国や県に要望してまいりたいと考えております。

次に、畑地化事業の方向性についてであります。畑地化事業については、昨年6月の1次配分では2件、2ヘクタール、12月の2次配分では24件、57ヘクタールの配分があり、計26件、59ヘクタールの配分となりました。作物の内訳としては、野菜、花卉等の高収益作物が7ヘクタール、大豆、そば、飼料作物等の畑作物が52ヘクタールとなっております。

畑地化事業の課題としては、畑地化事業の対象となった圃場では5年間、申請時の作物を作付することが要件となっており、その間は定着促進支援として交付金が交付されますが、その後は水田活用交付金の交付対象外となるため、畑地化事業取組後の収益確保が課題であると捉えております。また、畑地化事業の申請は、申請圃場に借入地が含まれる場合は地権者の同意を得た上での申請となりますが、地権者と耕作者との認識の違い、畑地化事業5年後の水田活用の交付対象外となってからの解約によるトラブル、次の借手が見つからない等の問題が考えられ、地権者と耕作者の双方の合意が必要であると考えております。今後、担い手への農地集積が行われる際には、交付金の交付対象外となった圃場については借手が敬遠することも考えられ、畑地化事業への取組に当たっては、現在進めている地域計画策定の中で、将来の農地保全の観点から十分に検討する必要があると考えております。

次に、スマート農業への取組及び町独自の支援体制について。令和5年度国・県補助金活用実績についてであります。国は農業者が減少する中、新型コロナウイルス感染症に伴う急激な人手不足や新たな国際環境に対応し、農林水産業の生産を維持発展させていくためには、ICT等の先端技術を活用するとともに、人材の育成や農地の集積、集約化等を図っていくことが必要であるとしております。

令和5年度の本町での実績としては、担い手確保・経営強化支援事業において、農業用ドローン1件、新規就農者育成総合対策（初期投資促進事業）において、GPS付きのトラクター1件、及び農地利用効率化等支援事業において、収穫量モニターつきコンバイン1件の導入支援を行いました。過去の実績では、農業用ドローン、アシストスーツ、ロボット草刈り機、トラクターの自動操舵システムなどを整備支援しており、引き続き先端技術を活用する持続可能な農業体制の構築に向け、推進してまいります。

次に、町単独補助金の活用実績についてであります。新規就農者支援事業や女性農業者支援事業等で、国・県の補助事業に該当とならない小規模な機械整備の支援を行っており、その中でスマート農業の機械への活用も可能となっております。過去においてはアシストス

ーツの導入を支援しており、今後もスマート農業の取組について調査研究を進めるとともに、引き続き国・県の補助事業等の情報提供を図ってまいります。

次に、有機農業の取組状況について、令和5年度有機農家数及び今後の推進方策についてありますが、国では令和3年5月に持続的な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、市町村主導の有機農業産地づくりを推進し、令和7年度までに100市町村でオーガニックビレッジの宣言を目指しております。

その中では、有機農業の耕地面積に占める取組を2017年の0.5%、2.4万ヘクタールから、2050年には25%の約100万ヘクタールに拡大することを目指しております。さらに、農林水産省が令和2年3月に策定した食料・農業・農村基本計画において、有機農業は地球温暖化などによる気候変動やSDGsの達成に向けた有効な農法であり、国際水準で取り組むことにより、有機食品を輸出することも視野に推進するとしております。

本町の有機農家数については、令和5年度で16農家であります。平成30年12月にやまがた有機農業の匠をはじめとする実践者や関係機関等で構成する、かわにし有機農業推進協議会を設立しております。そして、農林水産省の有機農業産地づくり推進緊急対策事業の採択を受け、令和4年8月に町、同協議会、山形おきたま農業協同組合、かわにし森のマルシェ、置賜農業高等学校で構成する、かわにしオーガニックビレッジ推進協議会を設立し、昨年4月にオーガニックビレッジ宣言を行ったところであります。

宣言では、有機農業の普及拡大を図るため、土づくり運動の推進、食育の推進、食農教育の創出を目指しながら事業の取組を行っており、成果としては、有機農業の情報を発信することで、生産者、消費者を問わず、幅広い年代の横のつながりが創出できました。新規参入者の掘り起こしでは、有機農業の経験がない若手農業者が慣行栽培から転換を検討しているところであります。引き続き、栽培技術の研修や学校給食への有機農産物の提供、幼児・教育施設の体験型食農教育、加工品の開発及び販路開拓等、農業者のみならず、有機農産物の出口を見据えながら、飲食業や加工業者、消費者まで幅広い推進体制づくりを目指してまいります。

また、国では、新たに有機農業に転換する農業者に対し、有機農業の生産を開始するに当たり必要な経費として、慣行栽培から有機農業への転換初年度の農地を対象に、10アール当たり2万円以内で支援する有機農業転換推進事業を開始し、みどりの食料システム戦略の実現を目指すとしております。

さらに、令和5年度国の補正予算では、産地に適した環境に優しい栽培技術と省力化に資

する先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組の支援や、農家に対し、農薬や化学肥料を必要以上に使用しないことを一部の補助金支給の要件に加えるなど、環境負荷を低減し、持続可能な農業に向けた有機農業を推進しております。町としても国と歩調を合わせながら、今後も有機農業の取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税の実績と今後の取組について、ふるさと納税の実績についてであります。本町では平成20年度以降、ふるさとづくり寄附制度、いわゆるふるさと納税に取り組んでおり、過去5年の寄附額は、平成30年度以降、9,940万円、6,020万円、1億7,056万円、2億2,762万円と推移し、昨年度は2億456万円となっております。今年度は、総務省がふるさと納税に関して募集適正基準と地場産品基準の改正を行い、昨年10月1日から新たなルールが適用されたところではありますが、2月27日現在の実績として、寄附件数は過去最多の8,929件、寄附金額は昨年度同期とほぼ同じ1億9,983万円となっております。

返礼品では、件数ベースでは、つや姫や雪若丸などの米が62%、すき焼きやステーキ用の米沢牛が24%を占めており、金額ベースでは米が56%、牛肉が32%となっております。これらに続くのは、日本酒や青果物、菓子等を含む加工食品等となっております。近年はボールペン等の筆記具が寄附件数、金額とも伸びております。

なお、ルール改正の影響としては、昨年度多額の寄附を集めたおせちやマッサージ機が返礼品の対象外となったところではありますが、その減少分は米などの人気返礼品の伸びによってカバーされている状況であります。

次に、今後の取組についてであります。より多くの寄附を集めることができるよう、返礼品の開拓、寄附手続の簡素化、リピーターの獲得の3点について力を注いでおります。まず、返礼品の開拓については、返礼品としてニーズが高い米について、新たに農業生産法人や米集荷業者などに返礼品提供事業に参入するメリットを伝えるとともに、寄附額や返礼品のバリエーションの設定など、研修機会を設けるほか、苦手意識を持つ事業者が多いインターネットを介した返礼品の登録についてサポートするなど、事業者に寄り添った支援を行ってまいります。また、米以外の返礼品についても、新たな事業者の掘り起こしのほか、返礼品のラインナップを見直し、より寄附を集めることが期待できる魅力的な設定を行うなど、一層の充実を図り、寄附金の増加につなげてまいります。

次に、寄附手続の簡素化については、寄附者の控除手続の手段としてニーズが高いオンラインでのワンストップ特例申請について、より多くのサイトで活用できるよう、ルールの範

圏内で中間事業者への委託を進め、サービスの充実を図ってまいります。そして、このサービスを導入することによって、担当課において年末から年始にかけて集中する業務の軽減を図ることも期待できるところであります。

また、リピーターの獲得については、これまで返礼品に同封していたお礼状の内容を改善し、寄附へのお礼はもとより、ビジュアルな紙面で本町の課題対応や暮らす人の思いを伝え、魅力的な返礼品とともに、再度本町への寄附をお願いするものに更新してまいります。加えて、寄附の翌年に寄附金の使途を報告するタイミングで、本町の最新の情報を届けることができるように工夫してまいります。

さらに、町にとってふるさと納税が非常に大きな財源であることを町民や事業者の皆様と改めて共有し、それぞれの立場から身近な方へ、本町へのふるさと納税に協力いただけるよう情報の提供に努め、町全体の寄附額の増加を図ってまいります。

次に、基盤整備事業の進捗状況について。施工状況及び今後の実施計画についてであります。本町での基盤整備事業は、こうずく地区、高山地区、宮地地区、谷地地区において事業が完了しており、現在、大塚西部地区が平成28年度から整備中であり、今年度から中大塚地区が整備に入っております。今後の整備予定としては、令和6年度から苮高山地区及び大塚北部地区、令和7年度からは高畠町及び川西町の受益地である千代田地区が事業開始の予定となっております。

現在、時田、堀金、東大塚、朴沢、下奥田、他屋、黒川の7地区から町に対して基盤整備実施の要望をいただいている状況であります。令和8年度以降の新規事業採択に向けた考え方としては、令和7年度前後に事業完了予定である、ため池整備事業や、大塚西部1期並びに事業が開始されたばかりの中大塚地区の事業進捗状況を踏まえながら検討してまいります。

基盤整備事業は予定工期がおおむね10年と非常に長く、その間に農業情勢や地域の担い手等の状況も大きく変化することが予測されますので、将来の土地利用を見据えた地区の土地利用計画や営農計画等の設定が必要となります。さらに、同事業は基盤整備工事が目的ではなく、基盤整備を通じて、計画に基づく土地利用、営農活動により、地域の安定的な農業経営につなげていくことが何より大切であります。今後も引き続き、要望地区内において、県農村計画課、米沢平野土地改良区、白川土地改良区と連携しながら、土地利用計画や営農計画について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、鈴木孝之議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 それでは、最初に水田水張り問題について再質問をさせていただきます。

令和5年9月議会でも一般質問をさせていただきましたが、原田町長からの回答につきましては、5年に一度の水田や水張りをもたらす喫緊の課題として、水稻以外の生産圃場では復田、水張りをする場合の畦畔の再構築、その後に作物を作付する際の排水対策等で二重に経費が発生すること、また、復田水張り後に作物を生産することにより作業効率が悪化する等、生産コストが増加し、農業経営を圧迫することが考えられるという回答をいただいています。また、本町でも力を入れているアスパラガス、重点作物ではありますが、定植後10年ほど収穫が可能であることから、5年に一度、復田、水張りは、復田の切替えが容易でない生産現場では大きな問題であることが認識しているというような回答をいただいております。

これらの問題を踏まえながら、本町では水田活用産地づくり推進プロジェクト会議をはじめ、国や県が開催する会議、その他様々な場面で国と県に対し生産現場の声をしっかり届けてまいりますと、そして、生産者の意欲が低下することがないように、復田、水張りに必要なブロックローテーション等の技術的な課題解決や畑地化への転換に向けて、プレス会議や国・県等との連携をしながら推進していきたいと考えていますと、そのような回答をいただいております。

そのように答弁いただいた中身でありましたけれども、その間いろいろな町長の出席する会議であったり、内谷課長が担当する会議等々でも努力いただいていると思いますが、現実問題として、再生協議会のこの冊子の中でも、国の方針、県の方針がそのまま載っておりますので、努力は本当に、農家の代表ということで話をいただいていると思いますが、現場では本当に大変な状況がありまして、排水対策に努力してきた農家ではありますが、大豆、さらには牧草など、水が張れない圃場がやはり現行ではあるという中身で、水が張れなければ畑地化だと、こういうふうになるわけですがけれども、どちらの政策も非常に、進めている上では当然取り組まなくてはいけないと思いますけれども、水張り問題は緩和しているという、1か月だけ水張れば良いという、そういった部分、それから、水が張れない、本当に排水一生懸命やって大豆なんか作っている方が水を張るには今度、水をためる整備をしなくてはいけないという問題もあるわけですが、その経費については出ないという回答を内谷課長からもいただいております。

当面は畑地化事業を活用してくれと、鈴木憲和農林水産副大臣も現場の話合いの中では回答されておりますけれども、この3年の中で水がどうしても張れないところ、畑地化にも取り組めないところというものについて、本町としてどういう手助けができるか、大変難しい

問題だと思いますが、町長の分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長 町長。

○町長 ご質問にもありましたように、令和3年になって、5年に一度水張りの問題提起があって、農業者、さらにはJAさん、町も、以前の考え方と違ってきたのかなという話もさせていただきました。しかし、国の考え方としては、28年にもう通知を出しているんだと、水田活用直接支払い交付金が対象できるのは水田としての機能を持っているからだという、そのことを前提にした直接交付金という考え方でありまして、我々からすれば、努力をして生産調整をしながら畑地化に取り組んだり、牧草などを対応しながら、生産者が生産の目安に近づけるために、生産調整に協力してきたんだということがなくなってしまって、ただ単に水田から転用といいますか、別な次元に行っているのではないかということに対して、大変町村会としても不信感を招いたところでありまして、強く、抗議という言い方はないですが、申入れをさせていただいたところでもあります。

その中でいろいろ出てきまして、一つは、もう定着しているという部分については、5年後にはもう外すということではなくて、定着している作物が継続できるように畑地化で申請してほしいと、作物を支援してほしいということで、この畑地化事業が出てきたということが一つあります。これは、我々の声が届いて修正されたものというふうに思います。

しかし、もう一つは、5年に一度の水張りということ、多分大豆が中心となるわけでありましてけれども、また代かきをすれば水田に戻すことは可能としても、また畑地化にといいますか、畑作物を作付するには土の構造が変わってしまうというようなことで、1か月間湛水すれば水田として認めましょうということが出てきたわけで、これもやっぱり我々の声が届いたものと捉えているところでもあります。

課題はたくさんありますけれども、一番の課題は畑地化した後の5年後の、園芸でもいいですし、牧草でもいいんですけれども、生産振興策ってどうするんだと、水田として交付できない、支援できないとするならば、そういった畑作物に対しての支援など、やっぱり創設してもらいたいと。牧草でも、やっぱり5年もたてばまた種をまかなければならない時期が来るわけでありまして、そのときには何もないということでもいいのかというようなことは、話をさせていただいておるところでもあります。

基本的には水が張れる状況というのは、水路がある、畦畔があって水をためるということが水田ですので、直接支払い交付金は水田を対象にしているということを我々としては受け止めて、今後とも、いかなければならないのではないかなというふうに思います。創意工夫

で中山間の部分などでは畦畔を取って、管理しやすくしたりというようなことも、ままあると思います。ままあるわけでありますので、そういったところについては今後、将来その農地を維持するためにどうあるべきなのかということで議論を重ねていく必要があるし、5年後しっかり国からの支援が届くように、我々としても要望していかなければいけないと考えております。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 やっぱり町長の考えのとおりだと思いますし、農林水産副大臣である鈴木憲和氏も、まずは畑地化事業を使ってくれと、そういう回答をされておりますから、畑地化事業を今度、申請するに当たっての、先ほど課題の説明もいただきました。農業者自ら、そのお金が有効にもらえるように、そういった勉強もしながら、まずは畑地化事業を活用し、水田に戻せない場所についてもいろいろあると思いますので、今後も言うことは言う、取り組むことは取り組むという姿勢で、県の出向の担当部署が、国から来ている出向者もいるということもお聞きしたものですから、そういった部分では、国の政策ありきじゃなくて、現場の声もしっかり届けていただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、再質問の中ではありますが、スマート農業について質問をさせていただきます。スマート農業の支援については、本町独自支援も大変有り難いなというふうにお聞きしたところでありますが、国でも当然予算計上しておりますし、青森県では10億円の農業機械導入支援が予算化されているようであります。スマート農業に関する機械類については、ドローンですと100万円から300万円まで、いろいろなオプションもあるようですけれども、さらに、自動運転操舵つき田植機、コンバイン、トラクター等、全般に高額でありますから、農家の労力の軽減、人材不足の解消の上でも、今後ますます需要は増えてくると思います。生産農家の意向、動向を把握しながら、有効な補助金の活用をお願いしたいと思いますので、町も一生懸命情報収集されていると思いますし、農家にも情報発信されていると思いますが、機械類がやっぱり高額なだけに、有効な補助金の活用について、今後も努力をお願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 青森県の場合は、田子町が大きな課題になったところでありまして、新型コロナウイルス感染症が拡大して外国人労働者が入れなくなったという、その労働力不足がもう深刻になって作付ができない、そういう産地が、川上村のレタスとかいろいろなところで外国人労働者に依存している地区が顕在化していると、それに対応するために、人でなくて機械にと

いう切替えを、スマート農業という言葉にはなっておりますけれども、労働力不足を改善するというところで取り組まれてきた経過がございます。

本町の場合は、外国からの労働者を求めている状況ではまだないという中で、少しずつありますけれども、効率化を図っていく、また、担い手が高齢化してきますので、その部分を補完する意味で、高度な技術といいますか、高度な性能を持った機械の導入というのは今後の課題だというふうに思っております。町としても積極的に農家の皆さんを支援していくという立場でありますので、国の動向、また、さらにはメーカーさんの開発などについても注意をしていきたいと思っております。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 次に、有機農業についての質問をさせていただきます。国の政策に沿って取り組まれているということではありますが、原田町長も経験されているように、有機農業は本当に手間がかかる、栽培管理が大変だということでご苦労が多いということ、私も現場で見させていただきました。特に、お隣の高島町については、前から有機農業に力を入れておりますし、原田町長もその農家の方と、原田君元気かというような、渡部さんという農家の方にもお会いしておりましたし、大変ご苦労があるなということを実感しております。

中郡・玉庭地区が指定地区というような形で、この有機農業の発信されておりますが、なかなか取り組むには非常にハードルが高いなという部分でありますけれども、基本的には循環農業だということ、前に町長とも話をさせていただいたことがあります、他の地区にも当然推進されていくというふうに思いますが、この有機農業の取組、分かるようになかなか分かりにくいところも多いというふうに私なりに思っておりますけれども、中郡・玉庭地区以外にも広めるに当たっての町の考え等があれば、お聞きしたいと思っております。

○議長 町長。

○町長 私も、帰郷したのは有機農業をやりたいということで帰郷しましたので、私自身、今後の生き方として、有機農業の推進を図っていききたいなというふうに思っているところであります。

1月15日に農林水産省でオーガニックビレッジ宣言をした団体の全国集会がありまして、川西町がその事例報告をさせていただき、私が発表させていただきました。自治体は6団体であったわけですが、その中で川西町の取組というのは何かということで、一つは、慣行栽培も有機栽培も互いに技術を共有化していく、それぞれの技術を生かしながら、私は慣行栽培、有機栽培で色分けするのではなくて、この川西町の農地で営農している農家を守

っていくと、そのために有機農業のいいところは慣行栽培も取り入れ、さらに、慣行栽培で技術が広がっているといえますか確立されたものは有機でも、そういう意味での土台は何かというと、土づくりだろうと、土づくりの有効性をしっかり持っていきたい。そのためには土壌診断をやる、土壌診断によって、どんな成分が足りないのか、何を投入しなければならないかということでの科学的な分析をしながら、やはり化学肥料も農薬も減らすことができるということを常に意識して取り組んでいきたい。

出口戦略になりますけれども、学校給食等への有機農産物の提供、さらには出口対策としての消費者への有機農業の実践、もしくは慣行栽培でも安全な農作物の提供ができる体制などについて情報発信していくというふうを考えておりまして、私、今回すごく思ったのは、40年前の私が始めた頃の、それこそ匠の技を一生懸命学ぶということよりも、もう新規就農者が有機ができるように支援していくんだということで、匠の技を全部データベース化をして、そのデータベースをスマホであったりタブレットで見ながら、今の生育状況はこうですとか、ドローンで航空写真を撮って葉色を見ながら、何が今必要なのかとか、水の管理については、NTTさんが入っていましたけれども、水の管理をしっかり見て、全部圃場を回らなくても管理ができるとか、そういう意味での技術的なものがどんどん確立されていて、昔ながらの有機農業だけではなくて、やっぱり雑草が生えないような技術なども提供されるということもお聞きして、世の中変わったんだと改めて思っておりまして、一番端的なのは、以前ですと種もみ消毒はホルマリン使ったり、化学物質でやっていたんですけども、今は温湯処理ですよ、この温湯処理を始めたときに、我々も有機農業で始めたんですけども、それがもう当たり前の技術になっているという意味では、有機だからとか慣行だからという色分けじゃなくて、互いに技術を研鑽しながら、いいところ取りをしながら、地域の全体の環境の負荷を低減するということが有機農業の推進につながっていくというふうに考えておりますので、今後とも研修など、情報提供して、有機農業のみならず農業振興に邁進していきたいと考えております。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 大変、町長、そのとおりだと思います。やはり慣行だ有機だという、そのくくりを取り払うということは、農家の低コスト化に向けても、やっぱり肥料が軽減できるとか農薬が少なくて、慣行栽培が有機農業と一緒にあって、有機農業が誰でも取り組めるような環境がなれば、農家の経費も少なくなる、収入も増える、やはり売り先を含めて、今後も検討をお願いしたいものだなというふうに思います。

次に、ふるさと納税についての質問をさせていただきますが、町長の施政方針にもありましたし、先ほどの説明にもありました。やはり本町の返礼品の特徴については、米、米沢牛、これが大きな品目でありまして、新たな商品の開発なり、今後も新たなアイテムというか、選んでもらえる商品づくりというのは非常に大切だと思いますし、人が足りないのであれば、ふるさと納税の特化するような課、農業振興課がいいのか、新たな課を設けるなど、ここがやっぱり肝になってくるのかなというふうに思いますけれども、財政が、先ほど見てびっくりしたんですけれども、うちの町の予算よりもふるさと納税の収入が多い行政地区もあると、それはいろいろな仕掛けがあったり、売る弾があるということになるわけでありましてけれども、川西町では米は当然、柱でありますし、牛肉も米沢牛の基地だと、その自負の下に、ただ、本町のいいところは、町の様子も添えられているということが非常に強みかなというふうに思ったところですが、今後の商品開発なり人的支援も含めて、今後の取組をもうちょっと掘り下げて、町長からお聞きできればと思います。

○議長 町長。

○町長 ふるさと納税の制度の本旨といたしますか、最初のスタートは、福井県知事が、福井県で子弟を育てて、18歳になると都会に出ていく、大学進学で出ていく、就職で出ていく、でも、その18年間育てたときの地元の自治体や県の支援そのものの、18年の間の、言ってしまうえば投資、それがみんな都会へ出て行ってしまっただけで、返ってこないじゃないかと、それはふるさとへの恩返しという形でふるさと納税制度を創設できないかということが提案としてありまして、菅義偉総務大臣のときに、これを積極的に導入しようと、菅さんは秋田出身でありましたので、やはりふるさとへ応援するという、そのことが恩返しになったり、ふるさとを元気にしていくんだということからスタートしたところでもあります。

それが、一部の部分で返礼品に置き換わってきて、私自身としては、もうカタログショッピングのような状態になっていること自体は行き過ぎているのではないかなという思いです。質問でありました都城などは、もう全国一、日本一というふうになるわけですが、もう190億円を超えるふるさと納税があつて、半分が残るといふようなことになれば、もう不交付団体になっていいわけでありまして、そういういびつな形でこれがスタートしてしまうと、商品券とかクーポン券もありましたので、これはもう待ったがかかったわけですが、地方がばらばらになってしまうんじゃないかという意味では、やっぱり行き過ぎたふるさと納税っていかがなものかなという思いはしております。

先々週になりますけれども、宮城県の大河原町の町長さんが宮城県の会長さんをされてお

りまして、一緒に同行させていただいたんですけれども、大河原町ではふるさと納税が20億だそうです。20億になって、どんな返礼品ですかとお聞きしましたら、アイリスオーヤマだそうです、の工場があると。ですから、そういう形で、それが返礼品だということになってしまったときに、やっぱり地域間の格差というのが広がってしまうんじゃないかと。ですから、ふるさと納税についても、ある意味でのガイドラインというのは今後作られるのではないかなという思いがしております。総務省、また財務省にもいろいろな声が、特に東京をはじめとした、ふるさと納税に送り出している自治体からすれば、世田谷区なんか大変厳しい状況です。そういったところから不公平な制度だということでの声もありますので、我々からすれば原点に戻って、ふるさとを応援する人、または川西を応援していただける方を求めながら、地道に取り組んでいくことが大切ではないかなというふうに考えているところであります。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 やはりふるさと納税の趣旨が、町長おっしゃるとおりカタログショッピングだなというふうに、金のある人が税対策で、駆け込みで12月に納税と称して商品を買って漁するという、自分のキャパの範囲で、買って漁するというと表現悪いですが、失礼しました、訂正いたします。そういった制度を活用するということでは、ただ、ふるさと納税の趣旨からすると、川西町の自慢の農産物が売れる、そういった産品が使ってもらえるという、そういったことで、この2億がさらに増えることを期待申し上げまして、今後も、税収が増えるという意味では、川西町の財政基盤の強化にもつながるわけですし、税収が豊かになればその分、町民サービスも提供できるわけでありますから、創意工夫を今後もお願いしたいと思います。

最後になりますが、基盤整備事業について、また同じような質問をさせていただきますけれども、限られた財源の中で、町長も既にお聞きしていますけれども、工事費がかかる中で、川西町も山形県では半分ほど事業を割当ていただいているそうであります。でも、まだ基盤整備やりたいという7地区もありますし、1工事地区が大体10年から15年、そうすると、私も町長もいない間に、次の地区がまだできないという状況もあるわけでありますが、この基盤整備事業、計画的に進めていただいて、さらなる担い手の支援にもつながると思いますし、これができることによってスマート農業にもつながっていくわけでありますから、やはり政治でありますので、将来に向けて夢を描くということも必要だと思いますから、お金がないならばお金を持ってくる工夫、そういったこともお願いを申し上げたいと思います。

20年のご苦労の後で、町長にこれ、どうのこうのというわけではありませんけれども、し

っかり引き継いでいただいて、新たな首長、リーダーに、町の、本当に住んでよかったという、そういった町になるように、夢を描いていただくようなバトンタッチをお願いしながら、回答は結構です、私の一般質問の内容とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 鈴木孝之議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時25分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時45分)

○議長 第2順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

第2順位、吉村 徹君。

(7番 吉村 徹君 登壇)

○7番 おはようございます。2番手でございますが、よろしく願いいたします。

議長に通告のとおり、質問いたします。

今年1月1日に発生した能登半島地震により犠牲となりました皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。地震発生から2か月が過ぎましたが、被害の全容把握ができない中、ライフラインの復旧が思うように進まないなどの状況の下で、避難生活が余儀なくされている苛酷な状況にあることに心の痛む思いであり、一日も早い復興を願うところであります。本町においても、昭和42年の羽越水害、最近では令和元年の台風19号による水害、そして令和4年8月3日の豪雨災害と被害を受ける中で、全国の皆様からの温かいご支援をいただきながら復興に向けた取組が行われてきたわけであり、このたびの能登半島地震の被害状況は、長期にわたっての支援が必要な状況にある中で、本町においてはどのような支援が行われているかについてお伺いいたします。

地球温暖化対策として、脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの普及が図られているわけでありますが、本町においてもバイオマス発電の原料となる木材の確保に向けた山林の売買、サンマリーナ玉庭跡地でのメガソーラー発電所等が進められている状況にあります。再生可能エネルギーについては、環境に優しく、自然を破壊することのないことが求

められているのではないかと考えるところであり、本町の対応についてお伺いいたします。

二、三年前から玉庭地区などの山林所有者に対し、バイオマス発電業者による山林売買の営業があり、山林を売られた方もおられるようではありますが、町としては、民間業者と山林所有者のとの取引であり、何ら介入できることはないとのことでありますが、民間事業者等の事業内容などについてどのように捉えられているかをお伺いいたします。また、山林所有者については土地台帳は把握しているものの、その山林がどこにあるか分からない、山林の維持管理ができないなどの状況から、今後とも手放される方がおられると推測されます。このような状況を踏まえながら、本町の面積の47%を占める山林の維持管理についてどのようにお考えがあるか、お伺いいたします。

次に、サンマリーナ玉庭に建設されている川西ソーラーパークの発電が昨年9月頃から開始されたとのことでありますが、どのように捉えられているかお伺いいたします。その中で危惧されるのは、ソーラーパネルの設置後、降雪により損壊したパネルが相当数あり、有害物質等による環境汚染等はないか心配されるわけであり、それらの対応についての報告はどのようになっているか、お伺いいたします。

最後になりますが、原田町長におかれましては今期をもってご勇退なさるとのことであり、5期20年の間、町政に当たられましたことに敬意を表するところでもあります。その20年の町政運営の中で、協働のまちづくりを掲げながら取り組まれてこられました。その拠点となる各地区公民館から交流センターへの移行について、お伺いいたします。

各地区において、平成21年4月からの指定管理団体や地区交流センター化に向けての在り方について、多くの地区民の意見を集約しながら取り組まれ、それぞれの地域の実情に即した地域づくり計画が策定され、それに基づきながら、実情に合わせた課題等についても検証する中で、見直しを行いながら16年となります。近年では少子高齢化、人口減少など新たな課題への対応などの中で地域づくりが進められているのが実情ではないでしょうか。このような地域における状況などを踏まえながら、原田町政として5期20年の地域づくりにおける検証と評価についてはどのようにお考えかお伺いしながら、原田町長への壇上からの最後の質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員の質問にお答えいたします。

初めに、能登半島地震について、本町における支援の取組についてであります。まずも

って能登半島地震により犠牲となられた方に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

1月1日に発生した本地震は、マグニチュード7.6、最大震度7を記録し、平成16年の新潟県中越地震や平成28年の熊本地震などと比較しても地震の回数が多く、地震の活動域は、能登半島及びその北東側の海域を中心とした北東から南西に延びる150キロメートルほどの範囲に広がり、石川県を中心として家屋の倒壊、大規模火災、土砂崩れ、液状化、津波等、壊滅的な被害が広範囲にわたり発生しました。発生状況については、2月21日の時点で死者241名、重軽傷者1,186名、住宅被害7万5,187棟に上り、いまだ1万3,000人以上が避難所で生活し、2万戸以上が断水にするなど、被災された方々は苦しい生活を強いられています。

被災地への支援については、1月9日に総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、山形県に対し新潟県新潟市への応援職員の派遣要請があり、1月16日に山形県から各市町村に派遣依頼がありました。本町では、令和4年8月豪雨において町民の生活支援のため自治体や関係団体等から多くの応援をいただいたことに感謝しており、県の派遣要請に積極的に参加することを決定し、1月19日から23日までの5日間に1名、23日から27日までの5日間に1名、合計2名の町職員を新潟市へ派遣しております。災害義援金については1月5日から受け付けを開始し、1月31日時点で72万3,979円の支援をお寄せいただきました。こちらは日本赤十字社山形県支部を通じて全額を被災地へ送らせていただいているところであり、引き続き義援金の受付を行っております。

以上が能登半島地震への支援となりますが、今後、被災地の復興に向け、さらなる支援が必要となることは明らかでありますので、要請に応じて迅速な支援が実施できるよう準備を進めてまいります。

次に、再生可能エネルギーについて、バイオマス発電に向けた山林売買の現状についてですが、議員ご質問の玉庭地区などの山林所有者と民間事業者との山林売買は、東京に本社所在を有し、再生可能エネルギー発電等を主要事業としている民間事業者が米沢市内でバイオマス発電を行う計画があり、令和4年3月に米沢市で住民説明会を開催し、事業が進められております。

同社は福島県内で既に発電場を稼働しており、米沢市内におけるバイオマス発電所計画は、東松原工業団地に発電電力7メガワットの発電所1基と、南工業団地に発電電力7メガワットの発電所1基、発電電力2メガワットの発電所2基を整備するもので、2025年から順次稼働を目指しております。いずれも間伐材や製材等の残材を燃料とした発電であります、木

材を消費するだけでなく、伐採後には植林を行い、森林再生サイクルを形成していく計画となっております。現在、米沢市内では既にD Sグリーン発電米沢合同会社がバイオマス発電所を稼働しており、それに次ぐ木質バイオマス発電所の稼働となります。発電所を長期的、安定的に稼働させるには、発電燃料となる木材の確保が一番の課題であり、同社では既に県内をはじめ福島県、宮城県、新潟県で4,000ヘクタールの山林を購入、所有しておりますが、最終的には3万ヘクタールの山林所有を目指しております。

本町においても既に同社へ山林を売却された方がおりますが、山形県水資源条例により、水資源保全地域における土地取引等は事前届出が必要であり、届出があった場合には県から町へ意見照会があるため、町でも取引状況を把握しております。町としては山林所有者と事業者間の取引を妨げることはできませんが、事業者が当初計画どおり伐採と植林を繰り返しながら山林を適切に維持管理することが前提となりますので、立木伐採時における誤伐や利用目的変更により地域に影響が出ないように、県からの照会に対し、県が強く指導監督することを求める内容の回答を提出しております。

現在、木材運搬経費の観点から、米沢市や本町を中心に山林売買が進んでおりますが、国による固定価格買取制度が終了した後の経営継続の可否をはじめ、同社による購入計画が非常に大規模かつ、立木のみならず土地ごとの購入であることから、今後の開発行為の有無や、万が一廃業した場合の管理問題など、地域の環境に大きな影響を及ぼすことを強く懸念しております。町としては、地元住民や地権者の方々からのお問合せ等があった場合、町が保有している情報を提供しながら、問題意識を共有してまいりたいと考えております。今後も、本町だけの問題ではなく、置賜管内市町はもとより県関係部署とも情報共有や連携を図りながら、今後の動向を注視してまいります。

次に、川西ソーラーパークの発電についてであります。ご質問にありましたとおり、川西ソーラーパークは令和5年9月に発電を開始しており、事業開始に当たっては、オーナー企業である東急不動産株式会社と情報交換を行いながら、環境保全や事故、災害等の未然防止のため、地元、事業者、町の三者間で締結した協定を遵守し、今後事業を進めていくことを確認しております。

当該事業は、過去に開発行為が実施された町内の未利用地を、切土や盛土等の地形の変更を行うことなく有効に活用するものであり、国が推進する再生可能エネルギーの導入に資する事業と考えております。町としては、地元住民の意向を十分に尊重しながら、安全安心で円滑な事業運営が図られるよう、公平中立の立場で事業所との情報共有、連絡調整を行い、

課題等が生じた際には速やかに対応と解決に向けた協議を行ってまいります。

また、本年は少雪のため、雪害によるパネル等の破損はほぼなかった旨の報告を受けておりますが、一昨年12月に豪雪により多数のパネル等が破損した経過があります。その際、破損したパネルからの有害物質の流出等、環境への影響について確認を行ったところ、長期間放置しない限り有害物質の流出の心配はなく、破損したパネルについては雪解け後、早急に産業廃棄物としてマニフェストにより適切に処分していると回答を受けております。

さらに、環境汚染の防止に万全を期すため、毎年、事業主による調整池2か所の水質検査を実施しており、着工から事業開始に至る今日までの間、水質汚染は確認されておられません。万が一、水質汚染が確認された場合には、その原因究明や原状回復、そして再発防止の徹底を図ることとしております。今後は環境保全や事故、災害等の未然防止、地元住民の不安を払拭するため、地元、事業者、町の三者間で定期的な情報交換の場を設け、相互理解が図られるよう対応してまいります。

次に、地区公民館から交流センターへの移行について、原田町政の5期20年の地域づくりにおける検証と評価についてであります。私が町長に就任後の平成16年6月に川西町まちづくり基本条例を制定し、町民の皆さんと行政が情報の共有を図り、互いに信頼し、連携しながらまちづくりを進める協働のまちづくりを推進してまいりました。

地区公民館は、平成13年度まで町職員を配置し運営してまいりましたが、行財政改革の見直しの中で、平成14年度より地区社会教育振興会に管理運営が委託されてきました。また、平成15年度地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について指定管理者制度が導入され、平成18年度から社会教育振興会を指定管理団体として指定してきました。一方、第4次川西町総合計画では、発見、協働、実現から地域再生をテーマに、地区公民館を住民主体の利活用と総合的な地域づくりの拠点へ発展する地区センター化の協議を重ね、平成21年度より交流センターへ移行してまいりました。

これまでを振り返ってみますと、各地区における地区計画が現在4期目に入っておりますが、平成21年度の第1期に係る地区計画の策定段階から今日の事業実施に至るまで、多くの町民が参画され、自らの地区を自らつくるものと捉えて地区運営に当たられております。まさに地区経営母体を核として地域づくり、人づくりの推進が図られてきたものと思っております。

一方、議員ご指摘のとおり、近年における人口減少や少子高齢化は町全体としての課題であるとともに、地方から東京圏への人口の一極集中が進んでおり、特に若者の都市部への流

出は、将来の地域づくりの担い手の減少につながり、最大の課題であると認識しております。これらの対策の一つとして、山形県町村会では、持続可能な地域社会総合研究所所長、藤山浩氏を講師に招き、持続可能な地域づくりに関する講演会を先月開催いたしました。来年度には同氏によるワークショップを開催する予定としており、県内共通の課題である人口減少に対し、課題の克服と職員のスキルアップに努めていくこととしております。

一方、地域資源を活用した多様な交流や地域おこし協力隊の導入など、外部人材の登用、交流人口の拡大により地域の活性化を図っていくことも、地域づくりの重要な要素であります。そして、私たち一人一人が地域への愛着や誇りを醸成し、地域の魅力を高めることが、人材育成にもつながっていくものと考えております。

町民の皆さんが自分ごととして考えていただきたいとの思いで、私はこの間、地域づくりやまちづくりに懸命に取り組んでまいりました。この20年間の地域づくりにおける評価は、町民の皆さんや議員の皆さんに委ねたいと思っております。今後は新たなリーダーの下で、地域づくりにより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 まず、能登半島地震について再質問させていただきますが、復興に向けた取組については、被災状況から察するところ、相当な時間が要するというふうに見られているわけですが、その支援については物資での支援もさることながら、やはり義援金による支援が強く求められているのかなと覚悟しているところでもあります。町長からのお話によりますと、これまで72万円の義援金が集まっておるといふことですが、こうした義援金はどこで受け付けられているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 吉村議員のご質問にお答えをさせていただきます。義援金につきましては、日赤部分ということで、1月5日から役場の入り口の窓口のところでございますが、そちらのほうで募金箱を設置させていただいて、準備をさせていただいたところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 役場の窓口に確かにありまして、多くの方が義援金をお寄せいただいているのかなとは思いますが、本町でも、先ほどお話ししましたように、いろいろな災害の折には多くの全国の方からご支援をいただいたということを考える中で、やはり町民の方も、支援したいけれどもどこに行けばいいのかという思いがあるのかなと思っています。私どもの役場にもあ

りますとは言っていますが、町報などにも1月号にちょっとここで、役場で受け付けていますというような項目がありましたが、なかなか皆さんに周知されている状況にはないのではないのかなというふうに思うところでもあります。そういう観点からすれば、各地区交流センター辺りにご相談してお願いしながら、地区の方が気軽にセンターに行って義援金を預けられるような状況には考えられないかどうか、お伺いいたします。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。議員のおっしゃるとおりの部分はあって、ただ、先にホームページ、それからSNS等でも周知もさせていただきました。議員がおっしゃる旨の地区の交流センターにつきましては、お金を預かっていただくという部分もございますので、その辺については今後これだけではなくて、ないほうがいいわけなんですけど、同じようなことが出てくるかと思いますので、これは検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 いろいろ町民の方も、職場であったり、いろいろな団体の中で、義援金をそれぞれに出費されて支援されているという状況があります。ぜひ、役場まで行って入れるというのも足代がかかるわけで、その分、義援金に回したいという思いもあるのではないかと思います。そういった意味では、やはり各地区辺りで気軽に義援金をお出しできるような体制を、ぜひこれから長期にわたる時間が要すると思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに考えます。どうでしょうか、そこら辺もうちょっと幅広くできるということによろしいでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 基金というものについては、川西町の役場では、いわゆる日赤のほうの募金ということでさせていただきまして、社会福祉協議会のほうでも県の共同募金ということでさせていただいております。また、日赤の本部のほうにご連絡申し上げますと、直接、例えば口座振込みとかで、例えば石川の共同募金のほうに直接というのもできるということだったので、各般の義援、支援ということがありますので、そちらを中心としてという形になろうかと思いますが、なお、この地区交流センター、それ以外の部分ということにつきましては、今回は検討ということさせていただければなというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ぜひ、窓口が広く、義援金を届けやすいという状況をつくっていただきながら、支援

に当たっていただきたいと思います。

今回の避難についてですが、東日本大震災のときには、あのときには原子力発電所の核の問題で、ばたばたと町のほうへ避難されてきた方の緊急受入れを行ったりという状況があったわけでありまして。このたびも避難場所の確保について、南陽市等では市営住宅を、市民とのつながりのある方に限定のようですが、避難場所として準備しているというようなことが報じられましたけれども、本町ではこのような、このたびの災害による緊急避難場所の支援などの要請はなかったものかどうか、お伺いいたします。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

本町におきましても、そういった要請ございますので、町営住宅1つにつきまして、そのような準備を今現在しているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 本町にもあったということで、ただ、町営住宅については空きがないという形なのかなと思ったんですが、そうではなくて、何ぼかの空き部屋があるということよろしいですか。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 お答え申し上げます。

今現在、空いている箇所が1つございますので、そちらをそのような利用に使っていただけるように準備をしているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 その避難場所についてなんですが、今町営アパートの空きがあるということで、そういう事態が起きたときには受け入れられる体制があるということで、一安心しているわけですが、地震発生から3日ぐらいしたときに私の知人から連絡がありまして、自分の所有している住宅で、すぐ住めるように管理している住宅がありますので、もし町のほうで要請があつて、避難場所として使ってもらってもいいので、何かそんな話があつたら連絡くださいというような連絡を受けたところでした。そういったところからちょっと思ったんですが、別に今回の災害ならのみならず、最近いろいろな災害が起きるという状況を考えますと、そういった、町内において、常に使用していなくても別な住宅を管理していて、いつでも使用できるような空き家というか、管理だから空き家にはならないと思いますが、そういった住宅等が何件ぐらいあるのかということも、情報として町としてはつかんでいるようなこと

があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 ぜひ、吉村議員から今、情報いただきましたけれども、そういった善意を寄せていただくこと、私としても有り難いなというように思っていますし、空き家バンク等はあるわけでありまして、やっぱり所有者の方の了解を得なければならないということもありますので、現時点でそこまでは把握していないところではありますが、ぜひそういった、町民の皆さんから災害が発生した場合に提供いただけるような財産等がありましたら、ぜひ町のほうに情報を寄せていただくように、広報なども努めていかなければいけないなというふうに思っております。

町営住宅については、1件空き家があるということですが、やっぱり利便性が悪いので空いているということになります。利便性の悪いところを、空いていますよということで、なかなか積極的にPRしづらいということもありまして、今回答弁から外させていただいたところがあります。やったということで、何かアリバイみたいな形ではなくて、やっぱり本当に被災者に寄り添った形で提供できるような仕組みにしていかなければいけないなという思いでいるところでありまして、今後とも課題として捉えさせていただきたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ぜひ、使用というか、管理されている方の意向を十分にやっぱりお聞きしながらだと思うんですが、いかなる災害でも住むところが重要であるという観点から考えると、空き家の調査も様々されているようでありまして、そこら辺も併せながらぜひ調査していただければ有り難いと思います。よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、山林の売買についてお伺いいたします。実際、山のバイオマス発電が稼働になって、山の木を切るという段階になった場合には、その業者が伐採届を出したりという格好になるわけですが、そういった流れがどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 佐藤農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 今のところ、伐採届ということでありまして、その時期が来たときに事業者のほうから届出をいただきながら、現地の状況を確認しながら進めていくというような形になるかと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 実際、伐採が始まる前には、業者の資料によりますと、県や市、町だと思いますが、

森林経営計画を策定し、指導に基づき間伐材や燃料木材を伐採するということに書かれてありましたが、そういった形で、伐採する前には業者と森林経営計画を策定しながら進めていくということでしょうか。

○議長 佐藤農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 今、吉村議員からありましたとおり、そのような形で進めていくことになります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そうしますと、その森林計画については、町の指導をしながらやっていくと思いますが、町では森林整備計画を立てているわけであって、そこと森林経営計画との整合性というか、そういったものはどういうふうに図られるのかなと、ちょっと分からないものですか、お聞きしたいんですが、いかがなものでしょうか。

○議長 佐藤農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 そちらについては、森林経営計画に基づいて、業者からいろいろ出たところの話をしながら進めていくということになるかと思います。

○議長 吉村 徹君。

○7番 具体的にこれからの事業、伐採に関してはこれからということなので、またこれから出てた中でいろいろお伺いするしかないのかなと思っていますけれども、いずれにしましても木の伐採については、地区の皆さんが心配されているのは、皆伐により様々な災害が起きるのではないかと。実際、七、八年前になりますが、山の木を伐採されて、今やっと木が成長してきている状況で、はげ山状態にあると、その山がこのたびの大雨で、度々の大雨の中で、結局土砂が流れて側溝に入り、それを上げる作業を繰り返しているという状況にあります。そういったことを踏まえて考えれば、本当に大変な状況になるのではないのかなという心配がありますが、そういった形で、森林経営計画なんかの中でも当然出てくると思いますが、町としての災害防止について、業者への指導についてはどのように行われるのか、お伺いいたします。

○議長 町長。

○町長 吉村議員が心配されると同じように、私自身も今回の山林買収については危惧しているところであります。知事との懇談の場でも発言させていただきましたけれども、あまりにも虫食いの形で売買が進んでおりまして、購入した事業者さんが、じゃ、隣地の境界確認しているかといえ、全く何もされていないわけでありまして、そういった登記上の移動で

どんどん買い占められていくという中で、きちんとした将来的な環境保全というのが取り組まれるのか、ましてや路網もない、そこに行くための進入路もない中で、本当に伐採計画が成り立つのかどうか、そういった意味でも大きな課題というふうに捉えているところであります。

今、議員がおっしゃられたように、木材を利用して皆伐の状態、玉庭、東沢のほうはかなり伐採されました。それを航空写真で見ると、もう取れるところだけ取っていくと、重機が入って、その重機が入ったところが、雨が降れば川になると、それで土砂が流れてくる、そういう状況を見てきた経過の中からは、本当にこのバイオマス発電ということが地域にとっていい状況なのかということは、本当に私自身、これは何とか食い止めたいという思いでいるところであります。

答弁書でありました藤山浩先生ともやり取りさせていただきましたけれども、バイオマス発電自体を悪いとは言わないと、しかし、森林を燃やしたときの一番大切なのは熱源だと、その熱を地域の中で循環していく、地域の中で活用していく。発電は全体から見れば、木を燃やしたときは利用率20%ぐらいしかない、でも、熱を利用すれば60%ぐらいまで木材を利用することができる、地域のエネルギーを確保することができるというふうな意味合いからすれば、発電に特化した形での開発行為というのは課題が残っているなど。これは知事のほうにも、知事が先頭を切ってモリノミクスを言われて、バイオマス発電を推進するというようなことを言われておりますけれども、それは行き過ぎたといえますか、やり過ぎは、やはり環境負荷をつくっていくことになるので、その方向転換も含めて議論していただきたいというふうに話をさせていただきました。

米沢市で先行しているバイオマス発電所は、木材では足りなくて、ヤシガラを燃やしています。ヤシガラを海外から求めて燃やしているという、こういう状況で本当に地域にクリーンなエネルギーとして評価されるのかどうか、そこら辺も含めてぜひ検証していただきたいと、県に対して要望させていただいているところであります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 町長がおっしゃるとおりでありまして、本当に自然に優しい、そして、バイオマスが再生エネルギーの、ここら辺でいえば重要なエネルギーになるということは、電力供給のものになるということは分かるわけでありまして、やっぱり本当に環境破壊があつてしまったのでは何のための再生エネルギーかというのがやっぱり問題になってくると思います。その辺は今後、業者が、伐採始まった段階で、町としてきちんと指導をされていくというこ

とが重要なんだなと思っております。

そういった、町長からの今、話ありましたように、地域で回すという、第5次総合計画後期計画にもありますように、再生可能エネルギーの利用ということであってありまして、今、町長からもお答えはいただいたわけではありますが、再度質問させていただきますと、山林資源の地産地消、これを進めながら、再生可能エネルギーを利用しながら、町内での雇用創出、そして地域経済の活性化、これに向けた取組を進めるための山の利用が必要なんだということだと思うんですね。そこら辺について、やはり町長としてはその原資となる山林の資源的価値についても、このたびの5次総合計画の中でうたわれているのかどうかについて、お伺いいたしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 吉村議員が地区センター長であられたときに、玉庭地区でいろいろ研究していただきました。自伐型林業ということで、自ら切って利用していくと、地域の循環をつくって、雇用の場もつくっていけるということで、これはやはり里山であります川西町にとっては一番負荷のかからない利用の仕方ではないかなというように思います。今、玉庭で森組の皆さんがシイタケなどほだ木を生産されたり、また薪の生産などもされております。有効活用されているなというふうに思いますけれども、そういったものが広がってほしいというふうに思っています。

課題になっているのは、やはり地権者の皆さんの権利がなかなか集約化できない。どこを切ったらいいのか、どこに自分の山があるのかも分からない状況の中で、地主さんがだんだん薄れてといえますか、世代交代のときにその管理というのが全くできなくなってしまっていくという、そこがやっぱり大きな課題でありまして、地権者の方々に粘り強く情報提供させていただきながら、やっぱり地域を守っていくために、山をしっかり管理していかなければいけないという、そういった意識づけといえますか、情報提供しながら、協議の場をつくっていくことが必要かなと。そこで働く場ができれば、やっぱり条件の不利な地域であっても、そこに仕事があれば、生活される方が増えていくんだらうというふうに思っておりますので、私の夢みたいな話でありますけれども、資源を活用した形で地域の活力を再生していきたいなど、再生していく方向で支援をしていきたいなというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 仰せのとおりでありまして、山林を先祖代々の大事な財産だと思っている方もいらっしゃるし、先ほど一般質問でも言いましたが、境も分からない、どこに山があるか分か

らないという状況の中で税金だけ出している、やはりもう売ったほうが良いという、いろいろな考え方がありまして、そういった方に対して、やはり今おっしゃられたような、町としては資源となる山であるということ、やはり資源的価値について町民の方、山林所有者の方へ訴えていく取組というのも今後必要ではないかなというふうに考えるところであります。

そういったことを考えまして、雇用創出で山の木を栽培するという観点から、ちょっと町長にお伺いしたいんですが、町長は町の再生協としても長年減反、転作等に関わってきたわけですが、耕作放棄地、原野化している農地が増加しているのが現実でありまして、その原野化した農地に関しては、柳であったりニセアカシアであったりと、本当に3年もすると木材にできるような木が生い茂っているという状況にあるわけでありまして、ただ、これからこういった形で木材を利用した、再生可能エネルギーを利用した発電とか雇用創出に向けた取組の中で、そういった場所での木の栽培と申しますか、切って、ある程度の時期になれば売る、そしてまた植栽、田んぼに植えるというふうな流れで、ことができるものかどうか、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長 町長。

○町長 国の施策で地域計画の策定作業と申しますか、策定するということになっておりまして、その中にも出てくるんですけども、やっぱり優良農地、生産力がしっかり保持できるところは残すと、これから担い手がやっぱり減っていくということを前提になるわけですけども、どうしても対処が難しいところは山に戻すとか、牧野にしていくとか、いろいろな考え方があります。植林も一つの方法として、成長の早い木を植えて、それを10年、20年のサイクルで木質利用に転換していくとか、そういったことなどもテーマと申しますか、考え方として示されておりますので、基本的には地権者の皆さん、地主の皆さんや、その地域を守っている方々の合意形成を図りながら、地域の、何と申しますかね、ビジョンと申しますかね、やっぱり少数の人間でもしっかり管理できるような仕組みをみんなで作っていく、協議の場を作っていくということが大切だなというふうに思っておりますので、水田から、もう耕作できないというところについては山に戻していくということも可能でありますので、ぜひ町も参画させていただきながら、話し合いの場をつくらせていただきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○7番 本当に現実的にもう私たちの上のほうは、もう田んぼの中に、先ほど言ったように柳の木がかなりな大木になって生い茂っておりますので、やっぱりそういったものを地域においてこれからいろいろ検討しながら、それを負い目ではなくて地域の強みだという、産業の

一つの原因となるということも、本当は地域で検討しながら、やっぱり産業として雇用を生み出していけるような取組を本当に真剣に考えていかななくてはいけないのかなというふうに考えているところでありまして、そういったいろいろな情報がありましたら、教えていただきながら、進めさせていただきたいと思っていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、公民館から交流センターへの移行についてお伺いしたいと思います。この16年の中に、ここ5年前後のコロナ感染症という、町にとっても国にとってもですが、地域にとっても本当にいろいろな意味で、行事の中止、見直しが必要となったりするという条件がありました。そういった、失われた4年間ではないですが、地域のお互いの交流もコロナ禍によって若干寸断されたという重要な時期がありましたが、この間の中でのそれぞれの交流センターの皆さんの地域づくりに対する町長の評価と伺いますか、考え方と伺いますか、ありましたら、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長 町長。

○町長 昨日、置賜農業高校の卒業式がありまして、参加させていただきました。今年の卒業生は令和3年に入学した生徒さんたちでありまして、そのときの入学式は生徒さんと、在校生は出席できない、保護者の方は1名だけというような、本当に限られた人での入学式だったという報告で、答辞を読んでもらった生徒からは、本当にこの3年、コロナ禍との戦いの中で自分たちの思いが遂げられなかった、マスクをかけている生活が長くて、マスクをかけていることが自分の心にマスクをかけているような、そんな感じでいたんだというような答辞がありまして、感激というか、そんなにつらかったのかなという思いをしたところでありまして。

ひいては地域づくりを担っていただいている各地区センターの皆さん、さらには各地区自治会長さんや地域づくりを頑張っておられた皆さんにとっても、人が集まる機会をつくれなかったという、そういう意味では大変な状況が続いてきたなというふうに思っております。それでも継続して連絡を取ったり、総会をしたり、対応していただけてまいりましたので、コロナ禍がようやく明けるところに来たわけでありまして、もう一度事業再生を果たしていただきたいなというふうに思っております。

状況はやっぱり変わりましたので、これから令和6年度の中でも取組の中で、前に進めようというのは、地域DX、地域の中でのDXをどう広げていくのか、ですから、みんなが多数で集まる機会もありますけれども、集まらなくても連絡調整ができるようなDXを活用した地域づくりなども、新たな視点で必要なのではないかなというふうに思っております。特

に、若い人たちに発信するという場合には有効な手法ではないのかなというような思いもありまして、地域のDXが一つの今後の地域づくりの課題、もしくは町に住んでなくても、東京にいたり海外にいてもその人とつながれるような仕組みなども構築できるわけでありますので、そういう意味では、手段として有効活用できるのではないかなと思っているところがあります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 これから本当に、コロナ禍が明けて、また元の活動ができるような状況をつくっていくように進めていく必要があるとは思いますが。ただ、いろいろな問題がこの16年間の間に、町長もおっしゃっていますように、いろいろな課題があって、その課題解決に向けて、各地区交流センターの皆さんは苦勞されているというふうに思うわけであります。

その課題の一つの解決方法ではないですが、考え方として、近年、自治会長さんに対するアンケート調査等で、自治会長さんの在り方というか、を検討されていると。そこから見えてくるものは、地域づくりの課題ともつながっていくのではないのかなというふうに受け取られるわけでありまして、やっぱりそういったものの、自治会長さんはやはり交流センターにとってはなくてはならない存在となっていますので、やっぱりそういった方の実情というのは地域のいろいろな課題の実情に通じてくるものがあると思うわけであります。でありますので、そういったアンケート調査の結果等を研究しながら、地域課題解決のための問題点を出していく時期にもなってきているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 安部まちづくり課長。

○まちづくり課長 先日、自治会長さん、前自治会長さんに向けてアンケート調査をさせていただきました。その中で課題となりましたのは、やはり自治会の役員の成り手不足であったり、イベントを開催したときの、やはり人が集まらない、そのような状況がアンケートの中では見受けたところでございます。こちらにつきましては、やはりセンターで実施しております地区の行事等にも関わる部分もでございますので、そのあたり分析し、本当に生の声だと思っておりますので、それぞれどのように解決するか、町のほうでも研究しながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長 町長。

○町長 1つ、情報提供という形になるんですけども、地域づくりの、町村会でもいろいろお世話になっております明治大学の小田切徳美先生が2年前に本町に入って、調査に入られました。その折でありますけれども、吉島地区のきらりの取組は全国的にも評価されている

わけでありますが、ほかの地区、東沢とか犬川地区を回られまして、そこで出た、すばらしいことをやっぱりそれぞれやっているなという話になりまして、特に犬川地区については、犬川地区はきらりのような、日常的にこれもやる、あれもやるというのはなかなかできないと、自分たちはイベント型の地域づくりをやるんだと、イベントを通して地域に関心を持ってもらったり、人と人のつながりをつくっていく、イベントを一つの発信力としてやっていきたいんだということを事務局から話をされまして、やっぱりそれも大事だなと、今回、2月には犬川地区で雪祭りされまして、私も参加させていただきましたけれども、あれだけの子供たちや高齢者の方が集まって一堂に会している、それも朝9時から夕方6時ぐらいまで取り組んでいるという、そういうエネルギーというのは、やっぱり地域の人のつながりがあるんだなというふうに改めて感銘を持ったところでありまして、その地域づくりの中でもいろいろな実践といいますか取組がされておりますし、犬川地区を見させていただいてすごく感じたのは、やっぱり楽しいことはみんなですんべということだなと、やっぱり楽しければみんな集まってくるんだという、そういう意味では、やっぱり企画力といいますか、人が魅力を感じる、うん、行ってみんべというふうに思えるようなことなども含めて、地域全体で盛り上げていただけることが、これからの地域づくりの原動力になっていくのではないかなというように思います。今までやってきたことをまたやりましょうということだけではなくて、やっぱりもう時代とともに終期といいますかね、もうこれは終了しましょうと、次にチャレンジしましょうというような形で、やっぱり新陳代謝をしていくことが大事ではないかなというふうに考えております。

○議長 吉村 徹君。

○町長 そのとおりだと思います。本当にコロナ禍が明けて、これからまたいろいろな困難な状況の中で、各交流センターが経営母体として地域づくりに頑張っていくわけでありまして、そういった状態の中で考えれば、本当に全国的に先進的な吉島地区交流センターさんがあったりという中で、ただ、それぞれの交流センターが抱える問題といいますか課題の、やはりそこをきちんと町として捉えて、具体的な支援もしていくという体制を今後取っていくべきではないのかなというふうに考えているところであります。

いずれにしても人口減少が進もうが何しようが、それぞれの地区には暮らしていく方々がいらっしゃいますので、そういった方々が安心してやはり暮らせる、やっぱり住んでよかったという町となるように、ぜひお願い申し上げながら、町長は後進に道を譲るわけでありましてけれども、引き続きこれまでのまちづくりの経歴等をやはり検証しながら、次の方にバト

ンタッチしていただいて、町民の本当に豊かな暮らしを守っていくためによりしくお願いしたいということで、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどといたします。

(午前11時43分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の遠藤明子さんは質問席にお着きください。

遠藤明子さん。

第3順位、遠藤明子さん。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 午後一番の質問者でございます。原田町長には最後の思いを込めた質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、議長宛てに通告のとおり質問いたします。

介護保険事業と地域住民の支え合い、①訪問介護担い手の確保を。訪問介護は、自宅で暮らす要介護高齢者の日常生活を支えるための基本的サービスであり、介護保険を使い安価で必要なサービスを受けることができる、要介護高齢者には大切なサービスであります。全国的に介護を必要とする高齢者は今後ますます増加していくことが見込まれていますが、その反面、介護職員の人手不足が課題とされています。国の統計調査では、訪問介護の担い手となるホームヘルパーの有効求人倍率は15.53倍で、過去最高であります。職員の平均年齢は50代半ばと高齢化し、若い人は結婚や出産、育児等で離職してしまう例が多いという調査結果です。また、昨年新聞に全国市町村の社協が経営する訪問介護220か所が休廃止という記事が掲載されておりました。さらに、国は今年度から介護報酬を改定し、介護職員の処遇改善が図られるのに対し、訪問看護サービスは引き下げられるという厳しい結果で、ますますヘルパー不足による事業の休廃止が加速しないか懸念されるところであります。

本町においても同様に高齢化が進み、重度の要介護者の増加が見込まれております。将来、

在宅介護、在宅医療にシフトされた場合を考え、ホームヘルパーの需要は大変必要であるかと思えます。訪問介護事業の廃止や休止などにならないように、今から訪問介護を担っている社会福祉協議会との連携を密にし、ホームヘルパー等、担い手の確保に向け、支援の強化が必要ではないでしょうか。町長の見解を伺います。

②今後の生活支援事業についてであります。町は障害者、児童、生活困窮者を含む全ての町民が支え合いながら暮らしていく地域包括による地域共生社会に向け、取り組まれています。近い将来の高齢化社会を見据えれば、地域包括支援センターの役割は今後ますます重要であると考えます。現在は1層、2層の生活支援コーディネーターや各地区交流センターとの連携で、生活支援、介護予防事業が行われていますが、今後、在宅介護者が増えることを想定し、介護保険以外のサービスを向上させていくことが大事ではないかと思えます。関係者のスキルアップや住民参画が急がれますが、どのような対策を考えているか伺います。

次に、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）接種について伺います。男性にも積極的接種を。子宮頸がんなどを予防するHPVワクチン接種が、平成9年から平成17年生まれの女性に対し、キャッチアップ接種として令和4年4月から再開されました。若い年齢層で子宮頸がんを発症する割合が高いと言われています。ワクチン接種の対象者は小学校6年生から高校1年生で、2回から3回の無料接種、任意で希望者に接種し、強要するものではない。国の再開に伴い、本町でも実施されていると聞きます。その状況についてと、接種率についてお聞きいたします。

このワクチンは、男性の咽頭がんや肛門がん、陰茎がんなどにも効果が期待できることから、男性への接種も可能であると言われています。男女ともに無料で接種が受けられる自治体もあると聞きます。国は、若い年齢層で子宮頸がんを発症する割合が高く、16歳頃までに接種するのが最も効果が高いと示しています。子供たちが大人になり、パートナーへの感染防止のためにも効果が高いとされる時期に接種をすることに大いに意義があると思えます。将来を担う子供たちの健康維持のため、女性同様、男性にも積極的に接種することはどうか、町長の見解を伺います。

次に、部活動の地域移行の進捗状況について伺います。現在、関係団体、組織等で構成されたメンバーによって協議がなされているとお聞きいたします。そこで、進捗状況を教育長に伺います。また、下記について同様にお伺いいたします。①全ての部活動は地域移行後も継続できるのか。②指導者は町スポーツ協会、競技団体が担うのか、また、指導資格は有するのか。③武道場の積極的活用に期待。④部活動が任意での加入に緩和され、生徒個人の自

主的、自発的参加の選択に変わりましたが、部活動の参加率はどうか。⑤部活動の任意加入で、高校入試の内申書の取扱いはどうなるのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、介護保険事業と地域住民の支え合い、訪問介護担い手の確保を、についてであります。訪問介護は通所介護、デイサービスや短期入所生活介護、ショートステイと並び、在宅介護の主要なサービスであります。議員ご指摘のとおり、全国的には団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年、2025年を間もなく迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年、2040年を見据え、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が必要となっております。

本町では、65歳以上の人口は、令和3年、2021年にピークを迎え、その後は緩やかに減少すると推計しておりますが、うち75歳以上の人口は令和17年、2035年頃にピークを迎えると推計しており、向こう3年間の第9期介護保険事業計画においても介護サービス量の増加を見込んでおります。

国が公表した介護サービス施設事業所調査によると、コロナ禍の高齢者の外出自粛が広がり、通所介護などの需要が低下する一方、訪問介護の需要が高まり、3年連続で訪問介護事業所数が増加する中、従事者数は約1万人減少するという厳しい状況になっております。昨年の新聞で取り上げられた社会福祉協議会が運営する訪問介護についても、事業の休止、廃止となる要因の多くはヘルパーの高齢化や人手不足、事業収支の悪化などが影響していると報道されております。

本町の社会福祉協議会の訪問介護の状況としては、マンパワーの確保がなされ、安定的なサービス提供をいただいております。今後も川西町地域福祉計画、地域福祉活動計画に基づき、地域と社会福祉協議会と町との連携を強化しながら、在宅介護の一層の充実を目指していきたくと考えております。

国の令和6年度改定の介護報酬においては、全体で1.59%のプラス改定でありましたが、訪問介護の基本報酬は2%の引下げとし、職員の処遇改善加算で高い加算率を設定し、めり張りがつけられております。また、人口減少の中、限られた人材で専門性の高いサービスを提供する、いわゆる介護の生産性向上の取組が県主導で総合的に推進することとされております。

ます。訪問介護のみならず、介護人材の確保については、国・県の動きを注視しながら、町内各事業者と連携を強化していくことが重要と考えております。

次に、今後の生活支援事業についてであります。国の示す地域共生社会の実現に向けて、町では第9期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの深化、推進に移行する段階としております。各家庭の抱える課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースがあることから、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを推進してまいります。

推進に当たっては、地域包括支援センターの役割の重要性を認識し、専門職の人材確保に努め、機能強化を図ってまいりました。保健、医療、福祉、介護サービスの相談、苦情の内容は一層多岐にわたっており、福祉介護課や地域包括支援センターが中心となり、総合相談のネットワーク体制を整えるとともに、地域の課題を明確にし、身近な地域での支え合いの体制強化に努めております。また、協力機関である町内2か所の在宅介護支援センターと連携しながら、地域のより身近な総合相談として活躍いただいていることは、本町の強みだと認識しております。

介護サービス以外のサービス向上については、生活の場面に合わせてサービスを分類した生活支援ガイドブックを作成しており、民間サービスや有償ボランティアなども含んだ内容となっていることから、効果的なサービスの提供となるよう、ガイドブックの利活用と支援内容の充実に努めてまいります。

現在取り組んでいる各地区交流センターや生活支援コーディネーター、民生委員との連携等、関係機関のネットワーク体制をさらに強化するとともに、地域住民が参加し、多くの方々との関わりを持つことが、在宅で暮らす高齢者にとって安心につながるものと考えております。関わる方々がそれぞれに研修を重ねることや、関係者が一堂に会してケース会議等で話し合う経験がスキルアップにつながっていると実感しており、今後も連携の輪の広がりを強めてまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）接種について、男性にも積極的接種を、についてであります。子宮頸がんは年間約1万1,000人が罹患し、うち約1,900人が死亡しており、患者数、死亡者数ともに近年増加傾向にあり、特に50歳未満の世代の増加が問題となっております。

国は平成25年4月1日に、12歳からワクチンの有効性が最も高いとされる16歳までの女性を対象に、無料の子宮頸がんヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの定期接種を開始しました。しかし、その2か月後の同年6月14日、副反応の被害が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとし、接種勧奨を一時差し控える決定がなされました。その8年後の令和3年、安全性について特段の懸念が認められないことが改めて確認されたとして、定期接種が再開されたところであります。国は、再開されるまでの間に接種機会を逃した平成9年度から平成18年度生まれの女性を対象に、公平な接種機会を確保するため、公費でキャッチアップ接種と称して子宮頸がんワクチンの定期接種を実施し、現在に至っております。

本町のワクチン接種率は令和4年度実績で、中学1年生は全国8.1%に対し町は23.5%、中学2年生は全国12.9%に対し町は12.3%、中学3年生は全国16.7%に対し町は20.9%、高校1年生は全国25.2%に対し町は25.4%と、ほぼ全国平均を上回り、また、令和5年度は前年度に比べ、大半の学年で10%程度上昇し、高校1年生にあつては50%を超えた状況となっております。

さて、男性に対するHPVワクチン接種についてであります。男性がワクチンを接種することで、HPVが原因となる中咽頭がん、肛門がんなどの予防に効果が期待でき、また、男性がワクチン接種による感染予防をすることで、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防にもつながるものとされております。WHO世界保健機関では男性のワクチン接種を推奨し、イギリスやオーストラリアでは男女ともに接種率が7割を超えています。日本では、男性に対し定期接種として位置づけるか審議され、現在のところ費用は接種者が全額負担となっておりますが、国内では接種費用の助成を行っている自治体があり、県内では唯一、南陽市が令和5年度に無料での定期接種を実施しております。

本町としては、令和6年度において子宮頸がんに関する啓発普及と積極的なワクチン接種を呼びかけるため、中学生親子を対象に講演会を開催する予定であります。男性の接種につきましては、国において必要な情報を収集している状況であります。定期接種については、1人当たり3回の接種で合計6万円程度の負担が見込まれていることから、国、近隣自治体の動向を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小林英喜君。

（教育長 小林英喜君 登壇）

○教育長 私より遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、部活動の地域移行の進捗状況は、全ての部活動は地域移行後も継続できるのかについてであります。現在、川西町部活動指導地域移行協議会を、スポーツ少年団やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の運動関係団体、芸術文化協会及び関連団体等の代表の方々により組織しております。去る11月27日には第1回協議会を開催し、国・県の考え方、今後の検討の進め方について説明し、情報共有を行ったところであります。また、1月22日に第2回協議会を開催し、南陽市より山形アスリートラボ代表理事の池田めぐみ氏をお招きし、国のスポーツ施策や県内の部活動地域移行の取組についてご講演いただいたところであります。

なお、地域移行については、国では期限は定めず、令和7年度までを改革推進期間として、まずは休日について活動可能なものから順次移行することとしております。また、少子化に伴い中学校の部活動の数や種目の検討が必要になりますが、地域移行協議会での検討を踏まえ、各団体と協議しながら、子供たちが様々な経験ができるように努めてまいりたいと考えております。

次に、指導者は町のスポーツ協会、競技団体が担うのか、また、指導資格を有するかについてであります。さきに申し上げましたとおり、まずは受皿として実施可能な団体から順次移行していく考えであります。実施主体としては、スポーツ系についてはスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者等を想定しており、文化系については芸術文化愛好団体、サークル等を考えております。

指導者はそれら団体で確保することになり、既に指導経験のある方以外にも新規指導者が必要となる場合も想定されます。指導に当たっては、ハラスメントに対する認識や倫理感が必要であることから、スポーツ少年団の指導員と同様に、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有者を国・県で想定しており、文化系でも同様の指導資格を検討していくことになると考えております。

次に、武道場の積極的活用についてであります。中学校武道場は柔道や剣道の授業並びに部活動の場として整備しております。これら武道系の団体からの利用希望に対し、町民総合体育館も含め、対応してまいります。

次に、部活動任意加入で参加率は、についてであります。川西中学校は現在、任意加入としておりません。今後、任意加入とすることを検討しており、さきに申し上げましたとおり、教育委員会で小学五、六年生及び中学一、二年生の児童・生徒並びに保護者への部活動

に関するアンケートを実施したところ、速報値ではありますが、任意加入となった場合に部活動に加入したいと考えている割合は小学生で約66%、中学生は76%、保護者は64%でありました。なお、近隣市町の同様のアンケート結果でも、おおむね60から70%の範囲となっているようであります。

次に、高校入試の内申書の取扱いは、についてであります。内申書とは中学校における学習や諸活動を記録した調査書のことであり、中学校より当該生徒が入学志願する高等学校に送付され、学力検査と併せて選抜時の資料とされるものとされております。部活動で顕著な成績を修めた生徒については特記事項として記載されているものと承知しており、今後と同様と考えておりますが、部活動に加入していれば、諸活動の記録の一つとして記載されるものと認識しております。なお、加入していないことで入試試験の判定に不利益となるのかとのご心配については、特に影響はないものと考えております。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 それでは、初めに介護保険事業のほうから行きたいと思えます。

細かくご答弁いただきましたので、その中身を読めば、そのとおりでございますけれども、私はここの中で、訪問介護員、社会福祉協議会にいる訪問介護員、ホームヘルパーについて、ちょっと深掘りしていきたいと思えます。この訪問介護員というかな、そこには正職の介護ヘルパーさん、またはパートとかアルバイトで活動していらっしゃる方がいるかと思われまますが、今現在何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、お聞きします。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 遠藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

社協の訪問介護の従業員ということで、正職で4名、それから、包括介助員の登録ヘルパーという形で4名、それから、生活支援の担い手という形で3名ということでございます。

以上でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 そうしますと、私が言っているような正職扱いになる方が4名で、登録というのは資格を持っているということでございますか。そのところ、ちょっとはつきりしてください。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

訪問介助員の登録ヘルパーという方は、資格を持っていらっしゃる方でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 それでは、そのほかに担っていただいている担い手というのは、補助、アルバイト的な方が、合計11名もいらっしゃるということでございますね。

全国的な傾向では、これからその担い手となる人が不足していくという状況下であり、本町でもそうかとは思いますが、この社会福祉協議会さんの訪問介護員は、今のところマンパワーは確保されていて大丈夫だという町長の答弁のようでございます。今までは大丈夫なんだろうけれども、これから想定する要介護者、高齢者が増える中、そういった担い手になる方々、やっぱり多ければ多いほどいいのではないかなというふうに思いますが、そのところはどのようなふうにお考えでしょうか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

もちろん介護保険の計画をつくっておりますので、それなりの人数ということは必要になってくるかと思えます。ただ、現状では今のサービス量に見合った人員がいらっしゃるということでございますが、もちろん、南陽市の場合もそうだったんですが、ちょうど退職した高齢化の時期にちょうど当たります、新聞紙上では休止だというような報道になったようでございますが、そういうことも想定いたしまして、人員の確保につきましては、社協さんだけでなく我々も含めまして、支援といいますか、人員確保のための支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 それでは、その支援の形でございますが、例えばホームヘルパーを募集をしたとしても、インプットでなかなか手を挙げる方がいらっしゃらないというような状況だと思います。急に必要になっても、そういった活動される方がいないという状況も踏まえれば、そこに何か手だてがないものかと。例えば、ヘルパーを募集するに当たって、資格を要する、そのものに対する補助を町が少し考えると、さらには、資格のさらなる上の、何でしたっけ、資格を持っている方、何というんでしたっけ、介護福祉士というのかな、やっぱり資格が要るということですけども、その方の資格を取るのに町のほうも応援をするよとか、だからどうぞヘルパーになってはいかがか、なんていうアプローチ、そんなものはいかがでしょう、考えていませんか。

○議長 町長。

○町長 募集してもヘルパーさんがいらっしゃらないと、事業として成り立たないということ

になりますので、社会福祉協議会でもパートで介護の仕事をしていただきながら経験を積んでいただいて、ヘルパーさんの資格を取るとか、そういった形で人材育成には独自に取り組まれております。また、訪問介護につきまして、町内で利用提供している事業者さんは10事業者さんあります。そのうちの社会福祉協議会が、全体でパーセントからすると36から37%のサービス提供ということになっておりまして、社協だけが全て訪問介護を担っているということではなくて、町外からの事業者さんも参入されているということでありまして、そういう意味で、ケアマネさんの配置といいますか、サービス提供の仕方など、連携を図りながら、困ることのないように対処していかなければならないと考えているところであります。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 近隣の市町村村というか、も合わせて10事業が、様々サービスを提供できる事業所があるということは、本当に恵まれたところにいるんだなというふうには自覚はしますけれども、その事業所を活用するにも、やっぱりそれは介護保険が発生するわけで、介護保険を使ってサービスを受けようかとなれば、サービスの内容もピンからキリまでありますし、保険が使えない、保険外のサービスということも考えていかななくてはいけない、そういうふうに思います。それを考えたときに、安価で安く提供できるこの社会福祉協議会さん、こちらを強くというかな、町と連携を図りながら協議会を支えていく、その体制が必要なんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

社会福祉協議会さんの事業というかな、その財源というのは会費であり、そして寄附金であり、共同募金であり、補助金とか、それから受託金かな、そこら辺が社協さんの財源元だと、その中の会費の大きい部分、地域の状況を考えれば、様々な会費、自治会から集まる会費がだんだん乏しくなってくるのではないかなというのも想定されます。そしてまた、その会費がなくなってくれば、起こさなくてはいけない事業がなかなかできなくなってくる、回らなくなってくる、そうすると、やっぱり町からも少し下支えが必要ではないのかな、そういうふうに思うところもあるわけで、そここのところを町長、いかが考えますか。

○議長 町長。

○町長 社会福祉協議会の歳入といいますか収入状況については、原田課長から説明をさせますが、町としても事務職員に対する人件費の支援もさせていただいておりますし、さらには生活支援などについての委託も含めて、対処させていただいております。身近な介護サービスの提供者として、介護事業者として自立した運営を、まずはされておりますので、会費もしくは寄附等で成り立っているということよりも、介護事業所としての経営と

して、しっかり人件費は確保されているというふうに認識しているところでもありますので、さらに充実させていくためには、社協の皆さんとも協議をしてみたいと思っております。今の状況については、福祉課長から説明させます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 今、町長が申し上げたとおりでございますが、訪問介護につきましては、いわゆる介護保険の報酬というのは非常に大きな位置を占めるのかなと思っております。あとは補助金のほうをお出ししておりますが、これからも新たな、どんどんいろいろな事業があった中で、国・県・市町村の内容を社会福祉協議会さんのほうにも、役割分担ではないですが、いろいろな事業をしていく上で、財政的な支援もそれに含めたという形で、できることもこれからあるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 ぜひ社会福祉協議会さんと、情報というかな、課題を共有しながら、将来に向けた地域の安寧というか、それに向けて取り組んでいただければと思います。

ちょっと関連もあるので、今後の生活支援事業についてということで、ちょっと移らせていただきますが、この生活支援事業、つまり、町長が今までやってきた地域包括ケアシステム、こちらの事業は、住み慣れた地域で最後まで、最期まで暮らすことができるような、そういった医療、介護、そして予防だったり、住まいと生活の支援、この5つのサービスを包括した、そういったサービスを提供していく、これがケアシステムかと私も認識しているところでございますが、その中にやっぱり自助、共助、それから公助、互助というつながりがあるんだと、それも十分分かるところです。

この生活支援事業、今はこの事業をやっていて様々、地域との、SCさんなども一所懸命活動されていて、エビデンスなんかも出ながら、成果も出ているのではないかなというふうには思いますけれども、新しい計画に入る上で、今までの取組の中で生活支援、この介護予防をやっての課題と言えるところ、これは何だったのでしょうか。一番大きな課題、そこは何か分かりますか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 包括ケアシステムということのメインのところでは、いわゆる支え合いのまちづくりということで、通いの場であったり、生活支援コーディネーターの配置であったりということをしてまいりました。その中で、この文面の中にもあるんですが、ハンドブックなども作らせていただいて共有をさせていただいたというような経過がございます。コロナ

もございまして、確かに少子高齢化、それから地域共生社会の弱体化なんていうのもございましたが、そのようなことで、なかなかどんどん進歩させていくといいますか、そういうことはできなかった部分がございますので、今後に向けましては、これらの支え合いのまちづくりということをさらに検証いたして、強力なものに仕上げていくというふうにすることが課題であるかなというふうに考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 今、生活支援ガイドブックを作成したと答弁がございましたけれども、この生活支援ガイドブック、私はちょっと見たことがないのですが、これはどのようにそのガイドブックが使われているのか、どこでそれを使われているのかとか、町民の方々に配られたのか、ちょっとそこら辺、教えてください。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

川西町生活支援ガイドブックということで、発刊をいたしまして何年かたっておりますが、これにつきましてはSCさん、生活支援コーディネーターさんが中心となりまして、町と共同で作ったものでございました。これは、例えば地区センター、それから民生委員さん、そのような町内の福祉の関係の方々にはお配りをいたしまして、ホームページのほうには掲載させていただいておりますが、住民の方に一人一人をお渡ししたということではなくて、関係ある方々が、それぞれの福祉のサービスをさせていただく際に結びつけるためのアイテムだというふうな形で作らせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 勉強不足で申し訳ございません。そこまではちょっと私も知り得なかったものですから、中身がどうなのか分からないんですけども、それでは、そのガイドブックを生かしながら、SCさんが各地区で、有償ボランティアあるよとか、こういうサービス、みんなで支え合いのサービスがあるようななんていうのがどのように反映されたのか、そこをお聞きしたいと思ひます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 生活支援コーディネーターの方は、通いの場である百歳体操とかそういうところの場面、それから介護予防のいろいろな研修会等にも参加をいただいておりますので、そのような場面で、参加者の方からこういうところが困っているんだ、なんていうお話があれば、そういうもので、このガイドブックの中身の中をご説明申し上げたり、例えば、この

ようなサービスがあるんだよ、なんていう説明をさせていただきながら、生活支援、それから介護予防支援につながらせていただいたということになります。

以上でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 すみません、その有償でボランティアというのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

そこまで何かありますか、人数的なところは分かりますか。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 人数的なところは、ちょっとすみません、そこは把握しておりません。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 ありがとうございます。私が考える生活支援にもちょっとつながりますけれども、今一生懸命、生活支援コーディネーター、町のコーディネーターさんがいらっしゃって、各地区に2層のコーディネーターさんがいらっしゃって、SCさんがいらっしゃって、活動を地域ごとにされている、そこに交流センターなんかも入りながら、いろいろな地域の状況なども含めて情報共有をされている。そこに集まる方、参加される方、例えばその方が3層であるとすると、1層、2層と来て、集まった方が地域の高齢者、元気な高齢者、そこを3層だとすると、その方の、何というのかな、巻き込みというか、その方を大事にしながら、ガイドブックを作って教えているだけじゃなくて、こういうボランティア、みんなで支えるボランティアをしていこうよという、そういう取組を今までできていないんじゃないのかなと、これからはそうしなくてはいけないと言いつつも、そこをもう少し仕組みをちゃんとつくってやって動ける体制をつくる、それが大事じゃないかなと私は思います。いつまでも、これは計画倒れで、そこから進んでいかないのではないかと、そういうふうを感じるところです。例えば、有償ボランティアだとすると、介護保険のサービス以外の生活に関わる、何だろう、お手伝いかな、サロンはそうです、見守りもそうです、外出に行くときの支援だったり、ごみ出しだったり、様々な、ちょっと買物とか、家庭内のこと、そちらのボランティアにも手を出せる、そこら辺の、どうにかみんなで助け合おうよという、そのサロンがあった、教室があった、その中で構築をして、話し合いながら次に進んでいく、その形を現していく、それがお役目じゃないのかなというふうに思うんですね。いかがですか、伺います。

○議長 町長。

○町長 原田課長からありましたように、この三、四年、コロナ禍によりまして様々な事業、思いを持って取り組もうとしたことがなかなか実現できなかったという反省があると思いま

す。あわせてでありますけれども、SCさんに過大な負荷をかけられないという、そんなこともありまして、1層、2層との連携が十分図られたのかどうか、そこはこれから検証しなければならないんだらうというふうに思っています。介護予防支援センターが町の中にあるということも、これも一つの課題として、行政支援からすると、包括か、包括だな、包括支援センターが町の中にあるわけでありますけれども、もっと外に出ていかなければならないのではないかと、SCさんが開拓しているところにやっぱり積極的に関わりながら、一緒に考えていく、一緒にビジョンをつくっていくということが求められているというふうに思っております。

今、町としては、診療所の改築なども併せてでありますけれども、福祉の支え合いの拠点づくりというのを一つ、構想として今、持っております、その中に、施設整備と併せて、やはり在宅支援の拠点づくりみたいなものも一緒に考えていきたいと、そうやって互いに支え合っていけるような仕組みづくり、まちづくりを進めていく必要があるというふうに考えておまして、遠藤議員からご提案いただいた内容も含めてですけれども、みんなで一緒に考え、行動していく、支え合っていく、他人事ではなくて自分事としていくというような考え方に沿った形で、年を重ねてもできることはたくさんありますから、それがひいては自分自身に返ってくるんだというような、そういう福祉を地域福祉として充実していく必要があるのではないかと考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 全くそのとおりだと思います。今、町長が述べられたとおり、やっぱり地域包括支援センター、それが町の中にあっただのでは何も地域のことが見えてこないと思うんです。やっぱりここは福祉協議会さんなどと協力をしながら、その中で体制を整えて、地域の安全安心、高齢者の命を守る、そういったものにつなげていってほしいなというふうにつくづく思いました。町長のように雄弁でないので、うまく伝わるかどうか分かりませんが、思ったところでは。

それで、その有償ボランティアですけれども、地域の人が無償でというかな、ボランティアでできることの中に、もしかすると、ただでなくて、やっぱりボランティアするにもお金が必要じゃないのかとか、そういう対価となるものが必要だというものがあるとするならば、もしかするとそのポイントとか、ダリヤP a yなども有効に活用しながら、地域の何かお手伝いをすれば、そこにポイントをためて、またそれを別のところで使うとか、そういった仕組みも十分にあると思いますので、よりよいものをつくり上げてほしいなというふうに思っ

たところでございます。

ちょっと時間もないので、次に進みたいと思います。このHPVワクチン、ちょっとこれ、言いづらいんですけども、このワクチン接種、これですけども、女子学生というかな、に接種をしていただいたと、より早く本町ではこれに取り組んでいただいたことに本当に助かったというか、有り難いなというふうに、さすがだなというふうに思ったところでございます。この副作用ってどうなんですか、接種をして誰か副作用が出たとか、そういう事例というか、それはあったんでしょうか、お聞きします。

○議長 岡崎主幹。

○健康主幹 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町内におきましては、そういった副作用の報告症例は把握しておりません。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 また来年度の予算のほうにも若干というかな、予算づけがなっているということでもございますので、女性のほうの接種については継続してお願いをしたいところですが、男性に関しても、いかがでしょう、本町も取り組んでみてはいかがかなと。ちょっと高い、1人6万円もかかるという状況ではございますけれども、国でもこども大綱もあって、県のほうでも今年度もこどもまんなか山形推進プロジェクトなんていうのを創設しながら、様々な支援事業が繰り広げられるようでございます。この予防接種については何も、そこには該当しないのかもしれませんが、こどもまんなか社会、これを考えたときに、いち早く、我がというかな、本町でも男女を問わず接種ができればいいかなというふうに思ったところですが、町長、いかが考えますか。

○議長 町長。

○町長 昨年11月に県知事が招集しまして、首長と各市町村の議会議長さん一堂に会して、県の施策の考え方、意見交換がされたところであります。その折に白岩市長さんが発言されて、このHPVワクチンの男性の接種について、ぜひ県を挙げて取り組んでほしいという要望がありました。南陽市さんで今年度取り組まれている内容を見ますと、対象者は、男の子ですね、1,941人いて、2月6日現在で接種は55人ということでありまして、接種率は2.8%という報告をお聞きしているところであります。そういう意味では、まだまだ男性の接種に対する啓蒙、啓発というのが求められているのかなというふうに思っております、令和6年度、中学生親子でということは、女性だけじゃなくて男子生徒も含めた親子で、全員がこのHPVについて理解を深める学習会を企画しているところでありまして、その深化

といえますかね、状況を踏まえながら、国・県に対して、定期接種につながるように支援していきたいと思っております。

また、ワクチンもどんどん開発が進んでおりまして、3回ではなくて2回で対応できるというふうに進化しておりますので、経費の圧縮も今後図られていくのかなと、そういう意味では欧米と同じように接種率、男性も女性も接種しながらHPVを克服していく、そういう時代が間近になってきたのかなというふうに認識しておりますので、今後とも国・県の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 この件については、ちょっとまだ勇み足だったかなと、早かったのかななんていうふうにも思いますけれども、我々町議会としても、川西町議会こどもまんなか応援サポーター宣言、これも行ってございまして、子供の施策に対しては、とにかく頑張っただけで応援していこうという思いでもあります。どうぞ町の判断も、ぜひ前向きに取り入れていただければと思ったところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、最後でございます。教育長のほうに、部活動の地域移行について細かく返答ございまして、ありがとうございます。こちらのほうは今のところも協議がなされていて、まだ、令和7年度から徐々に準備のできた部活動から移行していくんだよと、そして、それは土日の体制で間違いないわけですね、ちょっとそこを確認します。

○議長 教育長。

○教育長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、まだ形とか受皿の団体、組織も決まっている状況ではございませんので、様々な先進地域の議論等が出た課題等は承知しておりますので、そういったところを含めながら、そういったところを一つ一つクリアしながら、準備のできた部活動、競技団体のご協力をいただきながら、実施できればと考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 そこには、最終的にいついつまで、必ずしなくてはいけないとか、そういう縛りみたいなものはないわけですか。

○議長 教育長。

○教育長 この案が当初スポーツ庁から示された、昨年度までは3年縛りがあったんですけれども、やはり各地域の実情等を考えると、あまりにも課題が多いので、順次できたところから、重点取組期間ということで、そこまでしなければならぬという縛りはなくなりました。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 以前私もこの地域移行について教育長に質問をしておきながら、なかなか質問するタイミングがなくなってしまって、時間がなくなってしまって、できなかったということもあったんですが、それからいろいろ整備というかな、がなされて、ある程度見えるところまで来ているようなので、どちらにしても子供がスポーツができるとか、部活動、好きなものに取り組める、その体制は必要だと思いますので、十分に協議を重ねながら、先生方のご負担もあろうかと思いますが、着実に進めていってほしいと思います。

その中で、武道場の積極的活用を期待するというこの文面、これちょっと難しかったかなというふうに思ったところなんです、中学校のちょうど学校のほうも、改築というかな、整備がされて、武道場もそれに当たるという形で、武道場ってやっぱり武道、子供たちが部活動とか授業で使う、その場所なものですから、なかなか一般の人とか地域の人が活用できないのかな、なんていうふうに思っていたところなんです。これまでもスポ少関係でも、あそこを使わないで小松小学校の体育館で練習がされていたなんていうこともあったもので、必要ない弓道場というかな、武道場を直す必要もないんじゃないのかな、なんていうふうに思ったものですから、地域の人が社会教育の中でよりよいものに使えるような、そういう形になればもっといいかなというふうに思ったところですけども、そこら辺、教育長、どうでしょうか。ちょっと分かりづらいな、すみません。

○議長 教育長。

○教育長 やっぱり建物そのものが、武道場は武道のために造られておりますので、そして、川西中学校で現在、主に剣道部が使っているわけですけども、やっぱり荷物とか防具とか相当数ありますので、そういったものを一々移動して、また空けて、社会教育団体、別の団体がまた使うというようなことが、非常にちょっと難しい仕組みにもなっております。小松小学校で剣道のスポーツ少年団とかはやっているわけですけども、あそこは一室、ミーティングルームみたいところに防具等を置かせていただきながら、それぞれのやっぱり活動しやすい場所で運営し、武道団体で、こういった条件の下で活動、利用したいという団体があれば、それはこちらとしてもいろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 使い勝手のいい武道場になるように努力していただければ有り難いなというふうに思います。

それから、部活動の任意加入、これもちょっと早かったのかなと、県の教育委員会のほう

では、部活動も自由に入ることができるというか、それも選択は自由だよというような意味合いだったもので、町もそうなのかなというふうに思ってお話をしたところです。こういう形に変わっていくことについて、教育長はどういうふうに思われますか。

○議長 教育長。

○教育長 実は近隣市町は既に任意加入制を実施しております。川西中学校の学校内部の部活動検討委員会と、また職員等と様々な条件等を検討すると、やはり一時的に人数が減った場合の部活動の存続の在り方とか、あまりにもちょっと変化が大き過ぎて、立ち行かなくなる状況もあったので、今後、任意加入制を通知しながら、それで継続できる持続可能な部活動ということを検討していく所存であります。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 十分に子供たちの意見なども尊重しながら進めていただければなというふうに思います。

時間もございませんで、次の先輩議員が介護保険のほうは深掘りしながら質問があると思いますので、そちらに託しながら、私の質問は以上、終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 遠藤明子さんの一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時20分といたします。

(午後 2時02分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時20分)

○議長 第4順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 本日最後、そして、原田町長にも一般質問、最後の質問となります。最後まで心を込めた質問をいたしますので、よろしくお答えをいただきたいと思います。

議長宛てに通告のとおり質問をいたします。

1月1日に発生した能登半島地震は、東日本大震災、阪神淡路震災に次ぐ規模で発生した地震災害で、死者241人、住宅被害は全半壊など6万棟を超えるなど、非常に大きな災害となりました。徐々に復興しているとはいえ、3か月、3月に入った今でも、生活再建のめどが立たない方が多くおられる状況に胸が痛む次第です。改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を祈念いたします。

さて、このたびの地震では半島という地形が影響し、道路の寸断により、物資搬入はもちろん救援隊、重機等の搬入も困難となり、復旧に時間がかかっていると報道されています。1階部分が潰れたままの家並みや、長期間にわたる避難所、車上、ビニールハウス生活で心身ともに疲れ切っておられる姿を見るたびに、何とかならないかと思えます。地震直後は水道の断水により生活全般に支障が生じ、特に炊事、トイレ、入浴、洗濯などは困難を来していると報道されました。さらに、電気網の寸断など、いわゆるライフラインの遮断が避難生活の大きな障害となっています。

本町では川西町地域防災計画が作成され、これにのっとり災害の発生時から復旧までの手順が示されています。計画第4編には震災対策計画が定められ、施設資機材の整備が進められるとあります。計画年次は平成28年から令和2年の5か年とあります。この間の進捗を伺います。

さらに、令和2年度以降の計画は定められていないようですが、整備が完了したと認識してよいのか、伺います。また、完了したとしても、避難に対する考え方や資機材の更新や新基準、機能の進化などがあり、新たな対応が必要となり、言わば全面的な計画改定も必要かと思えますが、いかがでしょうか。

特に、ライフラインの対策は必要と思えます。食料品、物資については一定程度の備蓄があると認識しておりますが、炊事やトイレの問題がクローズアップされたように、生活用水の確保はどうでしょうか。水道網では、老朽管の更新がなかなか進まない中、各所での水道管の破損が考えられ、また、水源の県水一本化により、送水管の破断などで長期断水などが考えられます。新たな水源確保も必要なかではないかとも思えます。

住宅の耐震化はどうでしょうか。公共物についてはそれぞれ耐震化が進んでおり、対応されておりますが、一般建築物や一時話題となったブロック塀などの安全対策などはどのように捉え、さらに補強していくのか、伺います。

耐震診断等推進体制の整備の項目があり、耐震診断改修技術者の育成、登録応急危険度判定士認定台帳の活用などが記載されていますが、これらの状況はどうでしょうか、伺います。

以上、地域防災計画、地震関連を中心に質問いたします。

次に、医療と介護、その拠点についての質問です。公立置賜川西診療所の施設整備の方針が示され、総合診療機能と在宅医療機能の充実を図る拠点として医療機能を保持するとあり、さらに、在宅利用に必要な連携を担う拠点として多職種連携を図り、24時間体制で在宅医療を提供するとあります。住民の70%が、病気、けがの際は、できれば在宅での治療、療養、同程度に自宅での介護を望むとあり、診療上の方向性はニーズに沿った方針といえます。そのために、経営改善策として土曜日午前の診察、訪問診療の充実などが挙げられています。職員配置の見直しも図られるとありますが、現実には医師、看護師、介護士などの人材不足、医師の過重労働の中、果たして継続した医療介護体制となるのか、疑問に思います。町長のお考えはどうでしょうか。

さらに、診療所隣接に健康機能の集約とあり、施設の付設となれば社会福祉機能の分散化につながらないかと思いますが、いかがでしょうか。また、現在、診療所に併設されている川西町社会福祉協議会の事務所及び機能についてはどのように考えるか、伺います。社会福祉協議会は高齢者の在宅介護を支える中核的な組織であり、重要な役目を担っていると思います。現川西診療所近辺を医療と福祉の拠点としてのささえあいの丘構想の中では、当然必要な施設となります。診療所は病院企業団であり、新たに別施設として福祉の機能を持つ施設を町として建設するのか、あるいは併設するのか、あるいは別に考えていくのか、社会福祉協議会整備の方向性も同時に示すべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、川西町地域防災計画について、防災対策計画の進捗についてであります。地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序と公共の福祉の確保を図ることを目的として川西町地域防災計画を策定しており、第4編に定める震災対策計画においては、町が地震防災上特に必要な設備や資機材を整備するための計画について定めております。

整備計画では、消防施設の整備として防火水槽や消火栓の改修、消防団ポンプ庫の改築や消防ポンプ自動車、可搬小型消防ポンプ、資機材搬送車の導入等、消防施設や災害用備蓄品を整備しております。また、防災資機材の整備においては、自主防災組織が使用する資機材

等の配備を進めるため、補助金の交付や避難場所での電源確保としてエンジン発電機等を配備するなど、地区防災力の強化を図ってまいりました。

山形県が策定する地域防災緊急事業五箇年計画に基づいた平成28年度から令和2年度までの第5次計画の進捗については、本町に関わる整備計画として、置賜広域行政事務組合消防本部において水槽付きポンプ自動車の整備を図ってきたところであります。令和3年度以降の計画について、山形県は、第5次計画終了時点でいまだ達成されていない事業の洗い出しと、社会的条件等の変化により整備すべき施設等の見直しがなされ、令和3年度から7年度までの第6次計画を策定し、引き続き各種施設の整備が図られております。一方、このたびの能登半島地震を教訓に、本町においても耐震化防火水槽等、地震に強い防災基盤の整備について対応する必要がありますので、速やかに県に対し、計画を変更し、整備推進を図ってまいります。

次に、ライフライン対策についてであります。本町の水道事業については、平成19年10月から水道水の全てを山形県企業局置賜広域水道からの受水に切り替えており、受水管路については県企業局の水道施設耐震化計画に基づき耐震化が進められております。その中でも、長井盆地西縁断層帯にかかる管路については優先的に耐震化が進められ、町内の受水管路は平成30年5月に耐震化工事が完了しております。

本町の基幹管路における耐震化率については、令和4年度末現在では24.5%となっておりますが、令和4年度から生活基盤施設耐震化等交付金を活用した更新事業に着手しており、今後も引き続き有利な財源を確保しながら耐震化整備を進めてまいります。

次に、一般建築物ほかなどの補強についてであります。住宅の地震対策については、住宅の耐震診断を行う耐震診断士を派遣する事業を行っており、国と連携して費用の一部を支援しております。また、耐震性が低いと診断され耐震改修を行う場合についても、国や県と連携して費用の一部支援を行っており、これらの活用については今後も町民の皆さんへの周知に努めてまいります。

ブロック塀等の安全対策については、平成30年度に町内の道路に接したブロック塀について、町職員による全町一斉調査を実施しております。当該調査での調査数は649か所であり、2次調査を経て危険要素のあるブロック塀については43か所あり、所有者に対し、適正な管理をいただくよう文書で要請をいたしております。

次に、耐震診断等推進体制の整備についてであります。耐震診断改修技術者の育成については、県、市町村及び建築物等に関する団体等で構成する山形県住宅建築物地震対策推

進協議会が講習会を開催し、耐震工事等を施工する耐震改修事業者の育成や技術向上に努めております。また、大規模な地震により被災した建築物の二次被害を防止するため、外観調査で危険度を判定する応急危険度判定士については、当該協議会が判定士の認定を行っております。

なお、県内の応急危険度判定士の登録者は令和5年3月末で995名で、うち本町に住所を有する判定士は8名が登録されており、万が一、本町において大規模な地震災害が発生した場合は、地域防災計画に基づき応急危険度判定士の派遣要請等を行っていくこととしております。

次に、医療と介護、その拠点について、川西診療所についてであります。公立置賜川西診療所は、基幹病院である公立置賜総合病院と機能分担を図りながら、基幹病院は高度救命医療を担い、川西診療所は初期及び回復期の治療を担うサテライト医療施設として、平成12年に開設いたしました。

診療所は旧川西町立病院の施設を活用しておりますが、昭和42年の建設から57年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、新たな施設整備を図ることとして、併せて今後の人口動態、医療の需要に対応した機能を持つ施設を目指し、庁内、庁外検討委員会での検討、企業団との協議を重ねながら、令和9年度開設を目指し、現在、施設整備基本計画の策定を進めているところであります。

本町の高齢化率は約4割となり、85歳以上の方は毎年1,000人超の人口で推移し、令和22年に1,310人とピークを迎えますが、その後も令和32年までは1,000人を超える人口が続くものと予想しております。また、要介護認定者は85歳以上から倍増する傾向にあります。現在、町内では1,018人が介護認定を受け、町内外の施設に入所している方は254人で、残りの方は在宅での介護サービスを受けており、その55%が介護を受けながら自宅で過ごしたいと希望しております。

しかし、今後の少子高齢化の進展により、高齢独居世帯、高齢者世帯が増加傾向にある一方、医療機関への送迎や世話ができる家族が減少することから、日常の生活支援、急変時の対応など、在宅医療の需要が大きく増加する状況にあります。そこで、これからの川西診療所は、町民の命を守る町民の家庭医を標榜し、現行の外来診療機能に加え、在宅医療を積極的に担う医療機関とすることを目指してまいりたいと考えております。

川西診療所は、これまで診療所長が第3火曜日、金曜日の午後に訪問診療を行っておりますが、令和5年4月に在宅療養支援診療所の認可を受け、24時間365日体制としたところで

あります。在宅医療を推進するためには、現に実施している医師、歯科医師、看護師、ケアマネジャーなどの多職種と連携し、医療、介護、障害福祉サービスを提供する体制の強化が必要であり、川西診療所はその中心的な役割を担うものと考えております。

さて、議員の、今後の医師、看護師などの人材不足における継続した医療提供に関するご質問ですが、本町は置賜広域病院企業団の一構成団体であり、総合病院のサテライト医療施設であることから、医師、看護師は企業団から派遣される体制となっております。企業団は経営強化プランの中で医師、看護師等の人材育成、確保や、医師以外にも看護師等の専門的資格取得の促進、育成することにより医師の負担軽減を図ることとしていることから、今後の医療スタッフ派遣に際しても、引き続き質の高い医療提供体制を確保できるものと考えております。

ただし、現在の訪問診療担当医1名体制では、電子カルテの活用やオンライン診療導入などを通し効率化を図っているものの、在宅医療を強化推進するためには現体制では困難であるため、医師の複数人員配置や専門知識を有する看護師の確保等が大きな課題と捉えております。町としては、川西診療所に派遣される医療スタッフの人件費は本町が負担することとなり、本町財政にも影響が及ぶものでありますが、町民の皆さんに将来にわたり安定した医療を提供するため、患者の需要動向等を捉えながら段階的に機能を充実するものとし、運営主体である企業団とともに、患者はもとより医療スタッフにとって働きやすい魅力ある川西診療所を整備してまいりたいと考えております。

次に、健康福祉機能の集約についてであります。川西診療所の外来患者については、高齢者中心の患者構造から全世代への展開を図るため、土曜日の午前診療に取り組むことを予定し、また、患者獲得対策として、将来的には、例えば健康や福祉の相談業務や検診、子育て支援業務などの健康福祉機能を持たせたいと考えております。

現在、町内都市機能誘導区域内に、多様な機能がコンパクトに集積し、中心市街地の活性化を図るため、川西町中心市街地まちづくり計画を策定しているところであります。この川西診療所の立地場所一帯をささえあいの丘と位置づけ、医療、福祉、子育て、住環境の機能を面的に集約する考えであり、分散化するものではないことをご理解いただきたいと思います。

次に、川西町社会福祉協議会事務所・施設の在り方についてであります。川西町社会福祉協議会は、川西町地域福祉計画・福祉活動計画に基づき、町の地域福祉活動の中心的役割を担い、介護保険事業による在宅介護サービスや各種福祉サービス、困り事相談、生活困窮

支援、ボランティアや町民活動の支援等、多岐にわたり町民の社会福祉のよりどころとして重要な役割を担っていただいております。特に、訪問介護、居宅介護支援事業においては、高齢者等の在宅介護サービス事業者として長い間、本町の介護保険事業を下支えしていただいているものと認識しております。

現在検討を進めている川西町中心市街地まちづくり計画において、川西診療所周辺をささえあいの丘と位置づけ、医療、福祉、子育て、住環境の機能を集約することとしており、同協議会にはその一翼を担っていただきたいと考えておりますが、今後の事務所、施設の在り方については、川西診療所整備計画と併せて検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的な事務所、施設の在り方については、毎年、社会福祉協議会三役と本職において懇談会を開催し、意見の交換を行っておりますが、ささえあいの丘整備について協議の場をつくりながら検討を進めてまいります。また、新たな施設の建設による移転等が必要となった場合でも、協議会の各種事業に支障が出ないよう十分配慮してまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それでは、初めに地域防災計画について、5年間の計画があったわけですが、それぞれの機材資機材の整備というのも進んでおるといふうなことでございますけれども、計画に対して全般的にはどのぐらい、計画の進捗というか、何%ぐらいの数字なのかなといふうな聞き方でよろしいのか、どのような到達点なのか、お聞きしたいと思います。

○議長 前山安全安心課長。

○安全安心課長 議員の質問にお答えします。

整備計画につきましても進捗パーセントといいますが、そういったものではなく、車両系につきましても耐用年数、例えば小型動力ポンプであれば25年といった年数を一つのサイクルとしまして更新しておりますので、各機器類につきましても、そういった耐用年数に基づいて順次、消防力整備計画に基づいて更新をしているという状況でありますので、パーセンテージということではちょっと表せない状況であります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 どう考えればいいのか分からないですけども、そういうことならば、耐用年数に応じた形で、更新時期が来れば更新していくといふうに捉えてよろしいんですね。

○議長 前山安全安心課長。

○安全安心課長 はい、そのとおりでございます。年数で一つの基準としまして、更新を行って

いるということで、よろしくをお願いします。

○議長 橋本欣一君。

○10番 進捗度、とる方が間違っておったのかなというふうに思うんですけども、それぞれに常に最新のものが必要だなというふうには思うわけです。

次に、当町ではそれぞれに計画の中で食料品や水その他の備蓄品については、ほぼ備えられておるのかなというふうには認識をしておるんですけども、今回の能登地震を見れば、トイレやその他、衛生面での設備や備品、こういったものがいかに重要かというのは皆さん、思い知ったと言うとおかしいですけども、見て、知ったなというふうに思うんですけども、その部分の衛生的な部分での備品、この備えというのはどういう状況でしょうか。

○議長 前山安全安心課長。

○安全安心課長 議員のご質問にお答えします。

トイレ関係につきましては、簡易的な対応の部分の備蓄はしておりますけれども、いわゆる大規模災害に遭った場合のトイレの関係につきましては、やはり県なり国の支援をいただかないとなかなか整備ができないというのが現状でございますので、まずは避難所のほうに逃げていただく、そこである程度、一旦身を寄せていただくことが第一段階となりまして、その後、様々な生活に重要なものを順次対応していくというようになるかと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 今回はその避難所で水が使えないということで大変な状況になったということなんですけれども、トイレなんかは一定程度の備え、あるいは、ついでにパーティションの問題、プライバシーの問題なども考えられ、あと段ボールベッド等々も考えられるわけなんですけれども、その程度のもはやっぱり最低限必要だと思うんですけども、町長どうですか、この備えについては。

○議長 町長。

○町長 段ボール関係で、災害用のベッド、もしくは簡易トイレ、パーティション、こういったものについては、最小限でありますけれども、備蓄といいますか提供していただいているところでありまして、これも段ボール協会の皆さんと災害時の応援協定を結んでおりまして、いざ災害が発生する場合にはそういった団体からの提供も可能というふうに捉えて、協定を結ばせていただいております。フルセットで全てを完備するということではなくて、まず命に関わる部分について優先させていただきながら、長くなれば、なった状況を踏まえながら、災害対応、災害備蓄というものを考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

本町内において大きな災害が発生したときの様々な災害想定、こういったものもしっかりシミュレーションしていかなければならないなというふうに思っております。過去、過去といえますか2年前をはじめ、水害時の対応と、あと、地震の場合は全町が災害現場ということになりますので、そういった部分についても、二面、三面といえますか、様々なことを想定しながら準備に当たらなければいけないというふうに思っておりますので、今の地域防災計画で終わりではなくて、状況が大きく変わるわけでありますので、それを踏まえた形で災害計画についても見直しをしていかなければいけないと捉えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 防災計画自体は当初、水害を想定したものであったなというふうに私は思っておるんですけども、その後、追加的に地震対策ということで補完されたというふうに認識しておりますけれども、やっぱり今回の能登半島地震を見れば、想定外という言葉になるんでしょうけれども、もうとんでもないことが起こっているんだなど。川西町の場合は比較的、もちろん中山間地もあるわけなんですけれども、平野部がほとんどという部分もあるわけなので、ここでの物品やその他資材の搬入というのは比較的容易なのかなというふうには思っておるんですけども、やはり何が起こるか分からないということで、一定程度の基準を設けながら、やっぱり、そんなに全町民がベッド必要だということでもないでしょうけれども、一定程度やっぱり必要なのかなと思うので、ぜひその辺もシミュレーションしながら考えていただきたいんですけども、どうですか。

○議長 町長。

○町長 やっぱり災害というのは本当に、今回の能登半島の地震を見れば、もう無情だなというような思いをしております。元旦早々からあのような大災害になってしまったという意味では、本町内において大規模災害で一番心配されるのは、冬季間における大震災、こういったときに避難所の状況、避難所を開設するに当たっても、各小学校、中学校の体育館等を利用するということになった場合の寒さ対策とか衛生対策、いろいろなことをやっぱり考えていかなければいけないというふうに思って、今回の震災を見させていただきました。そういう意味では、まだまだ不十分でありますので、特に暖房等についてどういうふうにして対処しいたらいいのか研究、検討していかなければいけないなというふうに思っております。

知事のほうから、孤立集落は川西町で発生する可能性がありますかという問いかけがありましたけれども、本町内においては孤立集落は特に発生しないだろうというふうに今見ているところでありますが、そういった孤立集落が発生する可能性なども、やっぱり何かあるか分

からないわけで、今の時点では県からは孤立集落は発生しないだろうというふうには調査していただいていますけれども、土砂災害等が発生したときの応急対策なども含めて、課題として捉えていかなければいけないというふうに再認識をしているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 シミュレーションしていただきながら、準備も怠らないようにということをお願いしたいと思います。

もう1点、防災計画の中で特段、文章では触れないわけなんですけれども、避難所についてはほぼ耐震化になっているのか、いないのかということの確認と、さらには、本町では高齢化も進んでおるといことで、介護の必要な方の避難所、あるいはグループホームで生活なさっている、障害者という言い方が適当なのかですけれども、グループホームの生活の方々のいわゆる介護避難所というか、そういったものも必要なのではないかなと思うんですけれども、答えられる範囲で、想定していらっしゃると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長 町長。

○町長 グループホームで生活されている方々については、施設も新しくなって、しっかりされた機能を持っていらっしゃいますので、多くの心配はないのかなというふうに思っております。身体障害者福祉協議会から毎年要望いただいているのは、福祉避難所の整備であります。この福祉避難所については、例えばそよ風の森さんに受け入れていただくとか、まつかぜ荘さんで受入れていただくとか、いろいろシミュレーションといたしますか、その施設にお願いすることが多々あるわけでありまして、避難所に避難するだけじゃなくて、そこで介護とか支援をする人もいないと大変な状況になるということもございまして、かがやきの丘さんもそうですけれども、実際に事業者さんにご支援をいただくような形でお願いを進めているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 常に状況がいろいろ変わるものですから、最新の情報の中で整備というものを考えていただきたいと思います。

続いてはライフライン、特に水道についてですけれども、もちろん活断層もあるということで、この答弁書では、町内の受水管路については全てが耐震化されたというふうに考えて、完了したというふうに考えてよろしいんですね。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

答弁書にもありますが、置賜広域水道の管路、いわゆる本町内の受水管路につきましては、西縁断層帯があるということ踏まえまして優先的に耐震化が進められた結果、平成30年5月に耐震化工事が完了しております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それでは、町外の米沢地内の送水管については、情報があれば。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

本町内管路、受水管路につきましては耐震化がなされたということでお答え申し上げます。併せまして、例えば、ダムから笹野浄水場までの、そういった管路につきましても、耐震化が終わっているという状況を水道事務所のほうからいただいております。それでは、その他の管路につきましてもということになりますと、これは更新時に合わせながら耐震化を図っていくということで、そのような計画を持っていらっしゃるということで資料をいただいているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 すると、場合によっては地震の際に破断する部分もあるというふうに考えてよろしいですね。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 もしもの場合ということでは、なかなかお答えできないのですが、耐震化がなされているか、なされていないかというご質問につきましては、先ほど申し上げたとおり、ダムから浄水場、そして本町内というのは耐震化がなされており、そのほかの管路については老朽の更新時に合わせて、計画に沿って進めていまいるということでお聞きしております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 すると、どこかで破断する可能性があるということで、当町はその一本によって水道事業が成り立っているわけでございますので、丸っきり来なくなるという事態が考えられるという、そういった場合に、以前は大舟地内や下奥田地内か、独自の水源、これももちろん十数年前かな、にもう水源が枯れたということで廃止になったわけなんですけれども、水源を別に求めるといふ、近隣の市町村は水源、井戸か何かがあるはずなんですけれども、本町だけは水道一本に、県水一本に頼っているという状況、以前も質問した記憶があるんですけれども、そういった状況をやっぱりどこかで回避する必要があるのかなと思うんですけれ

ども、町長、どうでしょうね、この。

○議長 町長。

○町長 置賜圏域では、南陽市さんも100%受水という形になっておりますので、川西町だけが特筆ということではありませんし、以前も答弁申し上げましたが、置賜総合病院への水の提供について安定した取組をするためには、長井市さんとの連携協定、こういったものも課題として捉えているところでありまして、そういう意味では非常時に置賜病院が機能不全に陥ることのないように、安全対策などを向上させるために、長井市さんとの協議なども必要というふうに捉えているところでありまして、全てフルセットでなくて、やっぱり災害時の応急対応でありますので、そのときのバックアップの仕組みをしっかりとつくるということが大切かなというふうに捉えているところでもあります。課題はありますので、積極的に他市町の皆さんとの連携などを図りながら、安全に対応できるように進める必要があると認識しております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ水道網というか、これをやっぱり築いていただいて、非常時には常にどこから供給を受けるような体制というのは、早期にやっぱり話を詰めながら、していただきたいなど、こう思います。水の大切さ、本当に今回の地震では思い知ったというか、見させてもらったなというふうに思っております。

また、議会からも随分水道管の更新、末端の更新というのは常に要望なり要求なりということをお願いしているんですけども、答弁書どおりですけれども、その進捗はどうなっているのでしょうか、課長。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

更新、耐震化という中では、この答弁書にあるとおりでございますが、一方、老朽管の更新という中では、答弁書にもありますが、令和4年より、実際は工事は5年度ということで、昨年より県道の口田沢川西線のおおむね1,200メートルにつきまして、複数年、いわゆる4か年でそこを更新していくという事業に着手しているところでございます。そのほかにも、老朽管と併せて石綿管の問題も、町内には約20キロということで、課題が山積している中でございますが、あしたそれが解消ということにはなかなかありませんので、やはり有利な財源、そういったものを活用しながら進めてまいりたいと思っておりますし、来年度からは水道事業が、今まで厚生労働省が所管でございましたが、国土交通省に移管するというにおきま

しては、これまでの交付金の補助率が、例えば3分の1だったものが、今度はかさ上げ、通常の土木工事で行きますと、通常ベースでいうと0.627というパーセントありますので、そのような期待も寄せながらいるところがございますが、そのような有利な財源を最大限活用しながら、少しずつ進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 橋本欣一君。

○10番 これは何度も要望なりしておるわけなので、管轄が変わるといことなんですけれども、ぜひ有利な交付金獲得していただいて、一刻も早いこの更新というのを進めていただきたいなとお願い、お願いというか、すべきだと思います。

続いては、一般住宅、一般建築物の耐震化については、補助制度もあるし、さらに住宅リフォーム等々の活用などもあるのかなと思うんですけれども、現実的にはどのように進んでおるのかなというふうに思うんですけれども、お答え願えますか。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

リフォーム補助金につきましては、ご案内のとおりということで、年間100件ぐらいの申請をいただきながら、県と協調して進めているところございまして、その一方、耐震診断につきましては、年間おおむね二、三件の相談は受けているような状況でございます。ただ、その先に進む、耐震診断改修事業、こちらにつきましては近年そのご利用、ご活用はございません。過去にも1件ということでございまして、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 補助制度があるというのは私も、うっすらと言うとおかしいですけれども、PR不足というか、そういうのじゃないかなと私は思うんですけれども、余計今回の能登地震においてはあのような、軒並み潰れたということもあるわけなので、しかも圧死の方が多いという状況の中では、どこかの部分をやっぱり補強しておけば、また違うのかなというようなこともあるわけなので、ぜひこれ、もちろん予算があるわけなので、全戸一度にというわけにはいかないでしょうけれども、これやっぱりPRする必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、課長、どうですか。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

そのPRにつきましては、橋本議員おっしゃるとおり、今後もっと力を入れていきたいな

というふうに思っております。また、4月からになりますけれども、県からの情報では、防災ベッドの設置工事、また耐震シェルターの設置工事ということで、今後、今までのリフォーム補助金事業に合わせた形で、県との協調事業で行きたいということの情報は得ており、詳細は来ておりませんが、一つは防災ベッドということで、いわゆる天蓋がつくような、そこは守れますよということです。もう一つは耐震のシェルターですね、それを個別の住宅に設置することで、家屋がもし倒壊したとしてもそこだけは守られると、まさにそこは橋本議員がおっしゃられるような、そこを補強すれば守られるというような中身も下りてきておりますので、このようなところも併せて周知に努めてまいりたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 防災ベッド、防災シェルター、県知事が随分PRしておったようですけれども、一般の住宅にあれば必要、まあ、あればいいんでしょうけれども、必要なんでしょうけれども、なかなか受け入れ難い点があるなというふうに思うので、別な意味でも、別な考え方というの必要なのかなというふうに思います。これは決して不必要ではなくて、あればいいし、ぜひ利用していただきたいなと思います。

続いては、耐震診断についても、診断士の養成等々も、これは必要でしょうし、町内には8名の登録者がおられるということで、どんどんその人数、有資格者を増やしていけば、防災意識の啓蒙、さらに広めるという意味合いも出てくるのかなと思いますので、ぜひこの養成、補助、こういったものも考えていただきたいんですけれども、どうですか。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

答弁書にもありますが、一つは判定士、そしてあと工事を施工する技術者の育成ということでは、県協会が進めておるということでございます。さらには応急診断士、危険度判定士につきましては、全国で10万6,000人ほどいるところでありまして、県内では約1,000名弱という中身です。この応急危険度判定士というのはどういった方がなれるのかということですが、こちらは一、二級の建築士、または木造建築士、さらには近年では施工管理技士ということも加わったということで、基本的には有資格者の皆さんでございますので、そういった方々にはぜひ、こういった登録はしていただきたいなというふうに思いますし、このあたりも働きかけというのは検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ、多ければ多いほどいいのかなと思います。

次に、医療や介護についての質問で、前段、遠藤議員から詳しく質問があったので、私はどうしたらいいのかなと大変迷っておるんですけども、産業厚生常任委員会の中で過日、この医療、診療所の在り方についての説明ございまして、在宅医療、さらには介護の部分も含めれば、在宅での方向性というのを既には打ち出しておられるんでしょうけれども、現実的には在宅といっても、おうちで療養あるいは治療する方がおられても、それを介護する方が必要、家族やその他の方が必要になってきて、在宅というのも簡単じゃないなと私は思うわけなんですけれども、在宅を重視していくというのは世の中の時代の流れなんだろうけれども、現実的には難しいんじゃないかなと、こう思うんですけども、そういう方向で行くということなんですけれども、どうなんだろうね、家族の支え、そういったもの、なくても在宅でできるのかと、そういったものも含めての、この在宅の在り方、どう考えますか。

○議長 岡崎主幹。

○健康主幹 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

私のほうからは、医療のことについて述べさせていただきたいと思います。年齢が上がるにつれ、85歳以上において、介護の認定率が当町では2倍になってございます。また、訪問診療も需要が増すということで、医療提供は病院、診療所のみならず国の施策で動いてございます。このたびも訪問診療、診療報酬の改定が行われたわけなんですけど、国のほうでは人口構造の変化に伴い、社会保障の充実という観点から、時々入院、ほぼ在宅ということ为国全体に仕掛けるということで今、施策が動いてございます。それを受けまして、当町におきましては2040年に医療と介護の複合ニーズを有する85歳以上の方のピークを迎えます。人数にしますと1,310人というところを推計として捉えてございますが、一方では支える生産人口年齢が今の半分になるということでございます。そういったときに、時々入院ほぼ在宅というところの体制を今から取っておく必要があるということで、訪問診療を川西診療所で、民間依存にならない体制を取っていくというような構想を現段階で持っております。

参考までに、現在、後期高齢者の入院の日数が13日ないし19日を限度が平均値としてされてございます。それ以外入院できず在宅で、在宅の中に介護施設の利用も含まれてございますが、医療が時代の潮流に乗り変わっていくというところで、その体制を、訪問診療をしっかりできる体制を取っていくというところで、構想として練っております。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 もちろん医療や介護、その方向性というのはもうお聞きしておるんですけども、現実的に在宅の方が1人で過ごすということは、現在私は難しいのかなというふうに思うわけなので、必ず介助する方が必要なわけなんです。ですから、今の現体制ではなかなかこれ、誰かが、家族が仕事を辞めて介護するとか、看病するとかという形にならざるを得ないので、やっぱり施設入所が一般的にやっぱりこのまま増えてくるのかなと私は思っているんですけども、在宅はちょっと、もう少し制度を充実しないと難しいのかなと思います。

医療の部分で、お医者さんの場合は24時間365日体制で往診に応じるということなんですけれども、果たして今の体制で可能なのかと思うんですけども、どう思いますか。

○議長 岡崎主幹。

○健康主幹 ただいまの質問にお答え申し上げます。

町長の答弁にもございましたように、置賜川西診療所におきましては、置賜総合病院の一構成団体であるということございまして、今後、訪問診療、在宅医療の需要に伴い、企業団とドクター、ナースの加配、配置の検討を行っていくことで現段階、協議を行っておりますので、そのようなことにお答えに代えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 まだまだ詰める部分があるんでしょうけれども、医師自体も訪問医療というのを敬遠しがちだというような話もあるものですから、公立病院からの派遣ですから、もちろん人員的には把握できて、なかなか、えっ、私は在宅には行きたくないというお医者さんも出てくるのではないかなということで、人員不足というのが発生するんじゃないかというふうに考えるわけです。まだまだこれ、やっぱり詰めていただきたい。肝腎な部分、ちょっとあるものですから。

診療所は令和9年まで整備するという状況、さらには、併せて健康福祉機能の、社会福祉協議会等々が入るような、集約した施設も整備するというふうに理解してよろしいですか、町長。

○議長 町長。

○町長 診療所の整備を併せながら、機能として、ささえあいの丘という機能を持たせたいという考えでありまして、入院して安心できる状況はこれからつくられないというか、制約されるだろうと、医療、全体の社会保障費を圧縮するという考え方でありまして、そういう意

味では、先ほどの24時間というのは、医師の指示によって、訪問看護は看護師さんが派遣されるということも含めての24時間体制ということで、ご理解いただきたいと思います。

これからのポイントとしては、医療もそうなんです、それを支える福祉、それで、高齢者だけではなくて障害を持っている方々もしくは子供、全ての人たちが安心して暮らせるような拠点づくりという意味での、ささえあいの丘という考え方でございまして、これには、先ほどありましたように福祉避難所的な機能とか、さらには高齢者の、もしかしたらグループホーム的な、自立できる人たちが生活するような拠点なども今後、必要なニーズになっていくのではないかなというふうに思っておりますので、まだまだそれぞれのいろいろな課題といたしますか、いろいろなものを持ち寄りながら整理をして、本当に必要なものに絞り込んでいこうという段階でございまして、議員からもいろいろなご意見を賜れば有り難いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 私の受け止め方が悪かったのか、先日の常任委員会の説明の中では、診療所は診療所、公立企業団で建設するんだと。じゃ、現在ある社会福祉協議会の事務所はどうなんだというお話、質問したら、それはそれで別個に考えることであるので関係ないような、私は受け止め方をしたものですから、どうせそういう総合的なものを造るとすれば、診療所と、あるいはその福祉の機能を持ったもの、全てを網羅したものを一緒に検討すべきだと私は思ったんですけども、一緒にするというところで、今の町長答弁、よろしいですね。

○議長 町長。

○町長 一緒に検討するという話でございまして、あのスペースの中で、限られた空間の中で、まず診療所を先行して整備をさせていただきながら、そこに在宅医療というものを付加し、そして、健康増進的な医療に関わる部分はあの土地で、診療所は、今の診療所の状況では何もできませんので、やっぱり更地にして、その更地の中に福祉的な機能を整備していくと、それは総合的には、最終的にはですね、機能としては連携を図っていくという考え方で、段階を踏みながら整備をしていく必要があるのではないかという捉え方でありまして、一つ屋根の下に全てを包括するということは今の現状の中ではかなり難しいし、ご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

診療所から、じゃ、社会福祉協議会に皆さん行っているかという、そういう動線は今のところありませんので、ですから、診療所はやっぱり医療機能として柱を立てて、それに付随する機能、さらには福祉部分については幅広に、介護や障害者福祉も含めて、様々な支え

合いの拠点としての整備というふうに機能分担を図りながら、整備する必要があるのかなと
考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 検討をするということなものですから、町長も替わるということでは、次のリーダーに期待したいと、一緒に話ししていきたいなと思います。

私の質問はこれで終わるわけなんですけれども、つらつら私も、議員になりたてから原田町長に長らく丁寧な回答をいただきました。数えたら67回目の質問でした、今日は。長い間お付き合いいただきましてありがとうございます。ご健康に気をつけて、ますます頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 3時21分)